

第五回國會 農林委員會會議錄第二十一号

昭和二十四年五月十三日（金曜日）

午前十四時四十分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事坂本 實君 理事松浦 東介君

理事八木 一郎君 理事山村新治郎君

理事八百板 正君 理事長谷川四郎君

理事深澤 義守君 理事寺本 齋君

遠藤 三郎君 河野 謙三君

坂田 英一君 野原 正勝君

平野 三郎君 淵 通義君

村上 清治君 藥師神岩太郎君

石井 繁丸君 井上 良二君

大森 玉木君 竹村奈良一君

中垣 國男君 吉川 久衛君

寺崎 覺君

出席國務大臣

農林大臣 森 幸太郎君

出席政府委員

（主税局國稅 第二課長） 原 純夫君

大藏事務官 吉米地英俊君

農林政務次官 （畜産局長） 山根 東明君

農林事務官 議員 北 二郎君

委員外の出席者 議員 井上 綱雄君

農林事務局官 專門員 岩隈 博君

五月十二日

肥料配給公團令の一部を改正する法律案（内閣提出第二二二号）

長崎縣における農業協同組合連合会の統合に関する請願（三宅正一君紹介）（第一五八四号）

農地委員會経費國庫補助増額の請願（金光義邦君紹介）（第一五九一号）

同外二十五件（金光義邦君紹介）（第一五九四号）

日田市の林業試験場を國立に昇格の請願（金光義邦君紹介）（第一六二〇号）

農業災害補償制度改善に関する請願（田中彰治君紹介）（第一六三一号）

燕麥配給統制業務運営に関する請願（玉置信一君紹介）（第一六三三三三）

の審査を本委員會に付託された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

獸医師法案（内閣提出第四四号）

競馬法の一部を改正する法律案（内閣提出第一三九号）

特殊勝馬投票券に関する法律案（内閣提出第一七一七号）

○小笠原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に御報告いたします。

昨十二日內閣提出による肥料配給公團法の一部を改正する法律案が本委員會に付託せられました。以上御報告いたします。

それでは競馬法の一部を改正する法律案を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。吉米地政務次官。

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法の一部を改正する法律案

競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「年二回を「年三回」に、「年三回」を「年四回」に、同條第二項中「年四回」を「年六回」に改める。

第四條中第一項但書及び第三項を削る。

第六條中「及び連勝式の三種」を「連勝式及び重勝式の四種」に改める。

第七條第五項の次に次の二項を加える。

6 重勝式勝馬投票法においては、同一の日の二以上の競走につき第一着となつた馬を一組としたものを勝馬とする。

7 重勝式勝馬投票法において、その投票につき一組とした各競走のうちいずれかに出走すべき馬が七頭以上あるときは、第四項及び第五項の例により重勝式番号をつけることができる。

第八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を第三項とし、第二項として次の一項を加える。

2 前項の規定により拂戻金を算出する場合において、勝馬投票の的中者のない勝馬があるときは、その勝馬は、その算出については、勝馬でないものとする。

第十二條を次のように改める。

第十二條 單勝式、複勝式及び連勝式勝馬投票法において、勝馬投票券を発売した後、当該競走につき左の各号の一に該当する事由を生じたときは、当該競走についての投票は、これは無効とする。

一 出走すべき馬がなくなり、又は一頭のみとなつたこと。

二 競走が成立しなかつたこと。

三 当該投票法について競走に勝馬がなかつたこと。

2 重勝式勝馬投票法において、勝馬投票券を発売した後、左の各号の一に該当する事由を生じたときは、その投票は、これを無効とする。

一 その投票において一組とした各競走のすべてについて出走すべき馬が一頭のみとなつたこと、又はいずれかの競走に出走すべき馬がなくなつたこと。

二 その投票において一組とした各競走のうちいずれかが成立しなかつたこと。

三 その投票につき勝馬がなかつたこと。

3 発売した勝馬投票券に表示された馬が出走しなかつた場合は、その馬（連勝式勝馬投票法及び重勝式勝馬投票法にあつてはその馬の属する組）に対する投票は、これを無効とする。連勝式勝馬投票法において同一の連勝式番号をつけられた馬を一組とした場合において、表示された馬のうちいずれか一頭のみが出走したときは、その組に対する投票についてもまた同様である。

4 入場者以外の者に対し発売した勝馬投票券の発売金額の全部又は

一部を、天災地変その他やむを得ない事由に因り、入場者に対し発売した勝馬投票券の発売金額と合計することができなかつた場合には、入場者以外の者の投票であつて合計することができなかつたものは、これを無効とする。

5 前四項の場合においては、当該勝馬投票券を所有する者は、政府に対し、その勝馬投票券と引換にその券面金額の返還を請求することができる。

6 前項の請求権は、当該勝馬投票券発売の日から一年以内に、これを行使しなければならぬ。

第十三條第二項第二号の次に次の一号を加える。

三 一年以上の懲役に処せられた者

第二十條第三項中「前二項」を「前七項」に改め、同項を第八項とし、第二項の次に次の五項を加える。

3 都道府縣とその都道府縣の区域内にある指定市とが組織する組合の行う競馬の開催は、競馬場ごとに、一年につき、その組合に加入している指定市の数に二を乗じた回数に四を加えたもの（その組合に加入している都道府縣及び指定市が、加入前、その年に、その競馬場において競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの）以内とする。

4 前項の組合の行う競馬の開催は、一年につき、その組合に加入

している指定市の数に二を乗じた回数にその組合の競馬場の数に四を乗じた回数を加えたもの(その組合に加入している都道府県及び指定市が、加入前、その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの)以内とする。

5 同一の都道府県の区域内にある指定市の組合の行う競馬の開催は、一年につき、その組合に加入している指定市の数に二を乗じた回数(その組合に加入している指定市が、加入前、その年に、競馬を開催した場合にあつては、その回数を減じたもの)以内とする。

6 第三項の組合の組織団体でなくなつた都道府県のその年において行う競馬の開催は、競馬ごとに、その組合が、その年に、その競馬場において開催した競馬の回数とあわせて四回以内とする。

7 第三項又は第五項の組合の組織団体でなくなつた指定市のその年において行う競馬の開催は、その組合が、その年に開催した競馬の回数とあわせて二回以内とする。

第二十一條但書を削る。
第二十三條第一項中「都道府県」の下に「又は指定市」を、「当該都道府県」の下に「又は当該指定市」を加える。

第二十四條中「又は競走の公正を」その他競馬の公正に改める。
第二十五條第一項中「都道府県」に對し、「」を「都道府県又は指定市」に對し、「」に改める。

第三十條中「十萬元」を「五十萬元」に改め、同條第二号の次に次の一号

を加える。

三 國營競馬又は地方競馬の競走に關し勝馬投票類似の行爲をさせて利を圖つた者
第三十一條中「五萬元」を「三十萬元」に改め、同條第一号を次のように改める。
一 削除
第三十一條第二号の次に次の一号を加える。

三 競走について財産上の利益を得又は他人に得させるため競走において馬の全能力を発揮させなかつた騎手
第三十三條中「二十萬元」を「十萬元」に、同條第二号中「第三十一條第一号」を「第三十條第三号」に改める。
第三十四條中「千円」を「五萬元」に改める。

附 則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行の日現に馬主の登録を受けている者であつて第三十條第三号に該當する者については、その登録をまつ消する。
3 國營競馬特別會計法(昭和二十三年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。
第四條中「第十二條第二項及び第四項」を「第十二條第五項」に改める。

4 この法律施行前にした行爲に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○苦米地政府委員 ただいま御審議を願います競馬法の一部を改正する法律案の提出理由を御説明申し上げます。

さきに第二回國會におきまして、公正な競馬を行うため、従前の競馬法及び地方競馬法を廃止するとともに、新たに競馬法を制定し、従来日本競馬會の行つて来た競馬を國營とし、馬匹組合または馬匹組合連合會の行つてきた競馬を都道府県競馬または指定市營とし、今日まで運営して参りましたが、その実績にかんがみ、なおまた競馬法第四十條の規定により、施行後一年内に改廢の措置をとる必要もありますので、ここに次の要旨により所要の改正を加えることとしたのであります。

第一は、競馬の公正を維持するために必要な改正を行うこととあります。すなわち一年以上の懲役に処せられた者は、馬主になれないこととしたこと、また指定市が行う地方競馬について農林大臣が監督することができ、措置を講ずるとともに、都道府県と指定市及び指定市相互の組合の結成を容易にいたしました。地方競馬の秩序を維持したこと、なおまた勝馬投票類似行爲の罰則及び競馬法違反の罰金を引上げたこととあります。

第二の要點は、國營競馬の開催日数を一競馬場について、地方競馬場と同一とし、國營及び地方を通じて新たに重勝式勝馬投票法を採用して賣得金額の増大をはかり、とすることとあります。そのほか特種的色彩を除くことが必要であると考えられますので、無料入場の制度を廃止したこととあります。

以上がこの法律案を提出した理由の大要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを希望する次第であります。

○小笠原委員長 これにて政府の説明を終ります。

次に特殊勝馬投票券に関する法律案を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。苦米地政務次官。

特殊勝馬投票券に関する法律案
特殊勝馬投票券に関する法律
(この法律の対象)

第一條 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)第五條に規定する特殊勝馬投票券の發賣並びに拂もどし金及び返還金の交付については、この法律の定めるところによる。

(定義)
第二條 この法律において「特殊勝馬投票券」とは、その賣得金の中から、くじびきにより勝馬投票的中者に対して拂もどし金を交付する勝馬投票券をいう。

第三條 農林大臣は、特殊勝馬投票券につき、その發賣前に、左に掲げる事項を公告しなければならない。

一 名称
二 發賣の数及び總額
三 券面金額
四 發賣期間
五 拂もどし金の額及び当せん金の算出方法
六 その他省令で定める事項
2 前項の規定により公告した事項は、特殊勝馬投票券の發賣後は、変更することができない。
(特殊勝馬投票券の發賣等の委託)
第四條 特殊勝馬投票券の發賣並びに拂もどし金及び返還金の交付については、農林大臣は、銀行(日

本銀行を除く。以下同じ)の申請により、その事務をこれに委託して取り扱わせることができる。

2 農林大臣は、前項の委託に先立ち、一定期日までに申請する銀行に對し特殊勝馬投票券の發賣並びに拂もどし金及び返還金の交付の事務を委託して取り扱わせ、且つ、一定の手数料を支拂う旨を公告しなければならない。

3 前項の手数料率は、一特殊勝馬投票券につき、券面金額の一割をこえない範圍で、農林大臣が定める。

4 第一項の規定による委託をしたときは、農林大臣は、委託した銀行(以下「受託銀行」という)の商号及び所在地を公告しなければならない。

(特殊勝馬投票券の記載事項)
第五條 特殊勝馬投票券には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称
二 發賣者
三 券面金額
四 くじびきに必要なる組及び番号又は記号
五 再交付しない旨
六 当せん特殊勝馬投票券の拂もどし金の債權の時効完成の年月日
六 競馬法第十二條の規定による返還請求權の除斥期間
八 受託銀行があるときはその商号
(特殊勝馬投票券の再交付)
第六條 滅失、紛失又は盗難による

特殊勝馬投票券の再交付は行わ
ない。

(特殊勝馬投票券の拂もどし金の
額の限度)

第七條 特殊勝馬投票券の拂もどし
金の総額は、その賣得金総額の五
割に相当する額をこえてはならな
い。

2 一特殊勝馬投票券の拂もどし金
の最高の額は、その特殊勝馬投票
券の券面金額の十萬倍に相当する
額をこえてはならない。

(拂もどし金の支拂)

第八條 特殊勝馬投票券の拂もどし
金は、当せんを確認することがで
きる特殊勝馬投票券と引換に交付
する。

2 特殊勝馬投票券の拂もどし金の
債権は、一年間行わないときは、
時効によつて消滅する。

(課税の除外)

第九條 特殊勝馬投票券の拂もどし
金については、所得税は課さな
い。

(受託銀行の經理)

第十條 受託銀行は、その通常の業
務の勘定と別な勘定を設けて特殊
勝馬投票券の發賣並びに拂もどし
金及び返還金の交付に関する經理
をしなければならない。

2 受託銀行は、前項の勘定に属す
る資金を貸付、投資その他の通常
の業務に使用してはならない。

3 受託銀行は、毎月十五日まで
に、前月中の第一項の經理に関
し、省令の定めるところにより、
農林大臣に報告しなければならない。

(受託銀行への資金の交付)

第十一條 農林大臣は、特殊勝馬投
票券の拂もどし金及び返還金の交
付に必要な資金を受託銀行に交付
する。

(賣得金の納付)

第十二條 受託銀行は、特殊勝馬投
票券の賣得金を、その發賣期間満
了後三十日をこえない範囲で農林
大臣の指定する期間内に、政府に
納付しなければならない。

(報告及び検査)

第十三條 農林大臣は、必要がある
と認めるときは、受託銀行から、
その委託した業務に関する報告を徴
し、又は所屬の職員に、受託銀行
の營業所に立ち入つて帳簿その他の
関係書類を検査させることがで
きる。

2 前項の規定により立入検査をす
る職員は、その身分を示す証票を
携帯し、関係人の請求があつたと
きは、これを呈示しなければならない。

(罰則)

第十四條 左の各号の一に該当する
者は、三年以下の懲役又は三十万
円以下の罰金に処する。

一 第十條第一項又は第二項の規
定に違反して、特殊勝馬投票券
の發賣並びに拂もどし金及び返
還金の交付に関し、その經理を
他の勘定と区分してせず、若し
くは虚偽の經理をし、又はその
勘定に属する資金を貸付、投資
その他の通常の業務に使用した
者
二 第十條第三項の規定による報

告をせず、又は虚偽の報告をし
た者

三 前條第一項の規定による報告
をせず、若しくは虚偽の報告を
し、又は検査を拒み、妨げ、若
しくは忌避した者

第十五條 受託銀行の代表者、代理
人又は使用人その他の従業者が、
その受託銀行の業務に関して、前
條の違反行為をしたときは、行為
者を罰する外、その受託銀行に対
しても前條の罰金刑を課する。

附則

1 この法律の施行期日は、別に法
律で定める。

2 競馬法の一部を次のように改正
する。

第五條第一項中「勝馬投票券」の下
に及び特殊勝馬投票券を、同條第
二項中「前項の勝馬投票券十枚分又
は百枚分を一枚をもつて代表する勝
馬投票券」の下に及び同項の特殊勝
馬投票券三枚分、五枚分又は十枚分
を一枚をもつて代表する特殊勝馬投
票券」を加える。

(特殊勝馬投票券)

第十二條の次に次の一條を加え
る。

第十二條之二 特殊勝馬投票券につ
いては、第八條から第十一條まで
及び前條第三項の規定は、適用し
ない。

第二十一條の次に次の一條を加え
る。

(勝馬投票券)

第二十一條之二 都道府縣又は指定
市は、券面金額十圓又は二十圓の
勝馬投票券を券面金額で發賣する
ことができる。

2 都道府縣又は指定市は、前項の
勝馬投票券十枚分又は百枚分を一
枚をもつて代表する勝馬投票券を
發賣することができる。

第二十二條中「第五條から第十七
條」を「第六條から第十二條まで及び
第十三條から第十七條」に、「第五條
及び第八條を」第八條」に改める。

○畜米地政府委員 たいいま御審議を
願います特殊勝馬投票券に関する法律
案の提出理由を御説明申し上げます。

この法律案は國營競馬の勝馬投票券
の賣得金額の増大をはかるため、勝馬
投票券に特殊の措置を講じ、あわせて
競馬法中に、このために必要な規定を
設けようとするものであります。

すなわち、國營競馬の大競走につい
て、賣得金総額の五割以内、一投票券
の券面金額の十萬倍以内において、勝
馬投票券の的中者についてさらに引
きを行い、これに当つたものに集中的
に拂いもどし措置をとらうとすること
であります。

この勝馬投票券の發賣の事務は、適
当な銀行に委託することとしたしてお
ります。なお、諸般の準備の都合によ
りまして、施行期日についてはあらた
めてお諮りすることとしたしております。

以上がこの法律案を提出した理由の
大要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛
成あらんことを希望する次第でありま
す。

○小笠原委員長 これにて政府の説明
は終りました。引続きまして競馬法の
一部を改正する法律案及び特殊勝馬投
票券に関する法律案を一括議題とし、
質疑に入ります。竹村奈良一君。

○竹村委員 大体戦時中に競馬ができ
ました根本的な考え方は、おそらく軍
馬を育成するということが目的であつ
たと思います。敗戦後におきまして、
これが続けられるところの素因とい
うものは、少くともこの競馬を施行す
ることによつて、いわゆる國內における
ところの畜産事業の育成を目的として
おるものだと考えておりますけれども、
これに対してこの競馬を施行され
て、どれだけ畜産事業に対してどうい
う形で育成されたか、たとえば育成す
るための金額、あるいは競馬から生れ
ますところの利益によつて、どれだけ
の事業をされたかということ、を、ひと
つお尋ねしたい。

○山根政府委員 競馬の収入は、たし
か戦前でありましたが、當時は馬産
の改良發達のために特定して一部を使
うことにいたしましたのであります
が、新しい競馬法におきましては、金
額で申しますと本年度予算で約二十二
億くらいの國庫納付金を持つておるの
であります。最近における財政の基
本的な考え方にとりまして、特に
馬産のために、あるいは畜産のため
に、いわゆるひもつきでこれを充当す
るという考え方はいたしておりませ
ん。しかしながらただいま申しました
ように、約二十二億の一般会計の財源
にこれをいたしておるわけでありまし

て、もちろん畜産振興のために特定はいたされておられませんけれども、一般会計の財源としてそれだけの金額が充当されておるといふ関係になつております。

なお國營競馬につきましましてはさうでございまして、地方競馬の収入につきましては、これは各縣財政に同じような意味で寄與いたしておるわけでありまして、地方競馬につきましましては、縣によつては特にその財源によつて畜産の振興に、いわゆるひもつきの考え方をし取扱つておる縣もあると思ふのであります。

○竹村委員 結局さういたしますと、それはいわゆる國庫の財政收入の中に入れるということだけが目的にされておりました、しかもそのとり方自体が各國民の中に賭博心理を植へつけるというふうな考え方から政府は一步も出ていないような感じを受けるのであります。少くともこういう形でとられた國庫に入つた金というものは、その本質的な畜産を育成、助成するという意味において使われるのであるならば、これはまたうなずける点もあるものであります。單に國家の財政、いわゆる租税のような形で國庫に使うということと自体が、露骨に申しますと賭博をおつて税金をとつてゐる。それに対する影響は非常に大きいものがあると思ひますが、これに対して政府の対策をお聞かせ願ひたい。

○苦米地政府委員 お答え申し上げます。ただいまのお話の点にはごつともなところがあると存じます。しかし現在國家財政のいろ／＼の点から、こればかりでなく、他にも同様な施策が行われておりますが、決してそれをい

いと認めておるものではなく、漸次これを改めて行こうとしたしておるものであります。この競馬法につきましても、御説の通り、畜馬の奨励という方向に向つて行かなければならぬのであります。これは近い將來にさういふふうに変更して行きたいと思ふのであります。さう御了承願ひたいと思ひます。

○竹村委員 最近の馬の状態を一つお聞かせ願ひたいのですけれども、こういう形で、ここにいわゆるばくち的な行爲をおつて行くというふうな形になりますならば、馬にいたしましては、ただ競馬に使用するというふうな馬ばかりに飼育者が注目するようになつて、實際の馬力を引くとか、あるいは農耕に使うとかいうような馬の増産というものが、おろそかにされるやうな感じがすると思ふのであります。これがこれに対して一体どういふやうな形で、どういふやうな方面の馬がふえておるかという点を伺ひたい。

○苦米地政府委員 ただいま申し述べましたように、これは漸次改めて馬産奨励の方向に向けて行くつもりであります。

○竹村委員 その点については納得が行かないのでありますけれども、その程度にしておきます。

それからひとつお聞きかせ願ひたいのですが、第九條の、特殊勝馬投票券に関する拂い戻し金については所得税は課さない、このことについて、具体的にひとつお聞きかせ願ひたいと思ふ。これは重要な問題である。たとえばいわゆる農民が、孜々営々として日本國民の食糧をつくるころの米麦にいたしましても、超過供出ができない

という者を、行政措置で超過供出をさせておき、その超過供出した者に対しては遠慮会費なく税金をとつておる。この問題につきましましては、再々この委員会においても大蔵省に尋ねたら、所得のある者に対しては必ずかけるといふことを言明しておる。しかしこの勝馬に當つた、ばくちでもうけた者には税金をかけない、こういう政策の根本的なものについて、これが適當であると考へておられるかどうか、農林大臣にお聞きしたい。

○森國務大臣 税制の問題でありますから、政府におきまして税務當局としてのお答えをいたした方が適當と思ひますが、宝くじ等についても、これは課税しないという例を開いておると同じく、馬券に対しても税をとらないということになつておるのであります。これは税制計画の上から考慮されておることと思ひます。なお詳しいことは大蔵省にお聞き願ひたいと思ひます。

○竹村委員 詳しいことは大蔵省の方から來られてから聞かせてもらふことにいたしますが、農林大臣としまして、こういうことがはたしていいと考へておられるかどうか、しかも先ほど言ひましたように、超過供出をさせて遠慮会費なく税金をとる。これは當然割当のやつは別問題としても、超過供出をするのには並々ならぬ農民の努力があり、それに対する必要経費も相当かかつておるといふことは、農林大臣もたびたびお認め願つたのであります。しかもこれに対しては遠慮会費なく税金をとつておる。これに対して農林大臣としては、これは間違つてゐるとお考へになつてゐるかどうか、大臣としての御意見だけをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○森國務大臣 これは農林大臣といたしまして、食糧増産の面に対しての課税といふことはできるだけ軽減する、課税してはならないという結論は得られませんが、米穀も農産物という重大性にかんがみまして、できるだけ課税は軽減して行きたい、また行かなければならぬという方針をとつております。競馬あるいは宝くじというやうな性質にかんがみて國家の財政計画の上におきまして、これらのものは課税しないという税制の上の結論を得てあるのであります。私といたしましては、さういふやうなものにも當然課税してもいいのではないかと、この氣持は持つております。農業生産に対してさういふ重なる課税をいたしておる今日に、さういふものに対しても課税することが安当ではないかという私は考へを持つてあります。しかし税制計画の上からさういふものはどういふ氣持で委員会等において除かれておりましたか、これは大蔵當局が参りましたときによくおただしを願ひたいと思ひますが、私の氣持は、今申しましたやうな氣持を持つております。

○竹村委員 それでは大蔵當局が來られましてからお聞きいたします。

○深澤委員 大臣にお伺ひしたいのであります。競馬の目的が畜産奨励にあるのか、それとも國家の財政政策の立場からこれを行つておるのか、その根本的な問題について、大臣の御見解をお伺ひしたいと思ひます。

○森國務大臣 競馬といふことが、軍事奨励の重大な眼目になつておつたことは御承知の通りであります。しかし戦後この軍馬といふものの必要がなく

なりまして以來から、各地におきます競馬等においても、今までのやうな競馬の施行方針をかえまして、ほんとうの農業に必要な、いわゆる重き荷物を引いて耐えるといふやうな馬の増産に力を注いで來ておるのであります。品種の改良等においても、さういふ方面に主として力を盡してあります。この競馬といふことは、今日の社會世相の上から申しまして、やはり過去のいわゆる競馬としての特質をまた競馬において現わしておるということ、今日もなお残つておるのであります。しかし馬産の上からは、今後はい

わゆる農業馬、車を引き農耕に携はるという馬の増産に力を盡して行くことが、政府のとつておる方針であります。

○深澤委員 昭和二十一年以來、この競馬によるところの莫大な収入が國庫に入つておるのであります。今大臣が申しましたように、この競馬が畜産奨励の目的にあるとするならば、この國庫収入が、あげて農林省の方面において畜産奨励に使われなければならぬという結論になると思ふのであります。従來國庫に入りましてこの収入が、いかに畜産方面に使われておるか、さういふやうなことについて、その実情をお伺ひしたいと思ひます。

○山根政府委員 競馬の収入は、競馬の目的がさういふことであるならば、収入はあげて畜産の奨励に使うべきである、という御意見のやうであります。が、先ほども私からお話申し上げましたように、戦時中の競馬法には、一時さういふ考え方を半ば取入れて規定してあつたのであります。が、新競馬法には、御承知のようにその規定を落して

収入というようなものも、あげて畜産奨励、馬を農民に與えるという方向に向つて行かなければならないということとを、われ／＼は考えております。しかるに今日、この國當競馬の収入の実権は大藏省に握られておる。これを農林省が握りまして、そうして事實において畜産奨励の方向へ役立たせる、日本の農業を畜力化するといふような方針が必要であるといふぐあいには、われわれは考えておるのでありますが、この点につきまして、ひとつ農林大臣の御意見をお伺いしたいと思います。

○森岡務大臣　日本農業の経営の上において、お説の通り農業を機械化して行くことが必要であるという御意見であります。同感であります。しかし

機械化と申ししても、日本の農業の
 実体から、欧米のごとくにはんとうの
 機械化ということはできないのであ
 りまして、ただとり得るものは、畜力
 の利用あるいは電力の利用等が、まず
 さしあたりの問題であります。戦争当
 時、農家は軍馬徴発のために非常に馬
 を失いました。そうして今日では馬が
 買いたくても馬がないというような情
 勢に瀕しておりましたので、戦後農馬
 の増産に種畜場は、あげて努力をいた
 しておるのであります。漸次馬の頭数
 も増加して参りまして、今後有畜農業
 として大いに役立って行くのでありま
 すが、この機運を落さずにはすく／＼有
 畜農業の面に向つて、馬の生産に努力
 して行きたい、かように考えておるわ
 けであります。

○深澤委員 私のお伺いしたいことは
 まだあるのであります。つまりこの國
 營競馬によつて入るところの國庫收入
 を、今日馬購入のために、資金に苦し
 んでおる農民の資金に融通するといふ
 ような方針を、政府は持たれる必要が
 あるのではないかと申すのであります
 が、その点について大臣の御意見を伺
 いたしたいと思います。

○森國務大臣 馬からもうけたから馬
 に使う、これからもうけたからこれに
 使うというように、國家の予算は、そ
 う簡単に参りません。また競馬でもう
 けたものを農業の方へ全部注いで行く
 か、あるいは競馬でもうけたくらいで
 なしに、さらに多くの経費を農業に投
 じて行かなければならぬ場合もありま
 す。それで農業政策の上におきまして
 は、この農林、水産、漁業の資金とい
 ちしまして、できるだけ資金を融通
 いたしまして、農林、水産の経営の上

の資金の融通をはかつて行きたい。か
 ように別途考慮いたしておることは御
 承知のことと存じますが、今回予算の
 非常に苦しい場合でありまして、公共
 事業費等も当初計画いたしておりまし
 た通り参りませんので、今後は、この
 農林、水産復興金融の方面におきまし
 て、資金を相当確保いたしまして、農
 林、水産方面にこれを融通して行きた
 い、かように考えております。従つて
 家畜の購入資金等も、おのずからこの
 方面から助成ができることと、かよう
 に考えておるわけでありまして。

○深澤委員 一般論は打切りまして第
 四十條の、この法律は施行の日から一
 年を経過した日までに改廃の措置をと
 らなければならぬというような競馬
 法の末尾に加えられる條文でありま
 すが、これは一体いかなる意圖のもの
 とに、この條文を加えたのであるか、
 この競馬法自体がまことに改廃を必要
 とするということを前提としてつくら
 れておるのでありますが、どういふ事
 情において、こういう條文をつくられ
 たのか、この点をお伺いしたいと思ひ
 ます。

○森國務大臣 これは國營にいたしま
 した當時に、とりあえず一箇年國營で
 やつてみよう、その結果國營としてや
 るべきか、民間の事業としてやるべき
 かは、その当時考慮すべきであるとい
 うので、とりあえず経過期間としてこ
 の期日が制定せられておるのでありま
 す。國會において、もしもこれが國家
 の経営としてやるのが不都合であ
 る。よろしくこういふようなものは民
 間の経営にまかすべきものであるとい
 う國會の意思が表明せられますれば、
 どちらにもなるのでありますが、政府

といたしましても、ただちにこれを民
 營に移すということは、諸般の事情、
 競馬設備等の關係から、ただちにこれ
 を國家が放棄して民間に移譲するとい
 う段階に立つておらない、かように考
 えまして、國營競馬として、これを當
 分持續して行くべきものである、こう
 いふ見地から、この法律を出し、修正
 をいたして皆様の御協賛を仰いでおる
 ようなわけでありまして。

○井上(眞)委員 二、三質問をしたい
 のですが、この法案を審議するの
 一番重要な点は、この法律の目的は何
 を目的にしておるか。いわゆる浮動購
 買力を吸収して、政府の財政收入を確
 保するというところに目的をもつておる
 のか。それとも今論議されております
 ように、わが國農業形態を近代化す
 る、その重要な一つの骨として畜力を
 導入するために、その面における一つ
 の仕事としてこれを行うべきである。
 こういう考え方が二つあるのでありま
 す。最近の競馬の傾向を見てみます
 と、農林省が経営しなくても、大藏省
 が経営する方がかえつていいではない
 かという傾向が露骨に現われて來てお
 る。單に農林省は馬の生産をしてお
 るというだけの仕事をやつておつて、競
 馬自体は大藏省がやつてもいいではな
 いかという意見さえ、最近巷に流布さ
 れ、關係方面でもそういう意見が非常
 に強いじやないかというようにうかが
 われるのであります。私も先般、こ
 の競馬の問題が大きく轉換しなければ
 ならぬという事態に當面いたしました
 ときに、ときの畜産局長とよく話をい
 ちしました結果、一方政府は畜産の五
 箇年計画を立てる。これがうまく行け
 ば十箇年計画へ延ばす。その一環とし

て競馬を考える。従つて競馬から上つ
 て來ますところの收入は、これを三等
 分いたしまして、三分の一を國內の畜
 産奨励に使う。三分の一は戦災その他
 非常に犠牲を受けた戦争犠牲者に
 使う。あとの三分の一を國庫及び地方
 財源に當てる。こういう三本建ての案
 を考へて、關係当局ともいろいろ折衝
 して参つたのであります。すくなく
 とも農林省がこれを所管し、わが國畜
 産の現状からこれを飛躍的に發展させ
 なければならぬ実情から考えますなら
 ば、國庫財源のきわめて枯渇しておる
 現状におきまして、一方において大衆
 の購買力をもつと引締るとともに、そ
 の上つて來ます收入を一部目的に使う
 という行き方は、決して誤つた行き方
 ではないとわれ／＼は考へて、そい
 う方向をとつて來ておつたのでありま
 すが、その後農林省は、一体そいふ
 方向を依然として堅持されておるか
 どうか。もしこれが現状のままなら
 ば、おそらく農林省の所管から手が離
 れてしまはせぬか。私もはささか
 う非常に大きな危惧を抱くのでありま
 すが、この点に対して、農林大臣は大
 藏大臣及び安本長官と積極的に話をさ
 れまして、少くとも競馬から上つて來
 る收益の一部は、畜産奨励に必ず使う
 ような道を開くことが、わが國農業の
 実情から絶対的に必要であるといふ強
 い、強力な交渉をやる必要がありはし
 ないか。またわれ／＼國會としまして
 も、大藏當局、安本當局に對しまし
 て、十分その意見の開陳をいたしまし
 て、農林當局の方向にわれ／＼も協力
 したいと考へておるのでありますが、
 そいふ面にとつて全力をあげてもら

わなければならぬと考へるのでありま
 す。

○森國務大臣 井上議員からの御忠言
 まことにありがとうございました。政
 府におきまして、競馬の存在いたして
 おりますものは、お上げになりました
 第一、第二、この二つの目的をもつて
 今日経営いたしておるのであります。
 この競馬執行に對しては、井上議員も
 當時その責任の位置にお立ちになつて
 おつたわけでありまして、御承知の
 ように現在競馬に對しましては、獨立
 會計といたしまして、これだけ競馬に
 いたさせることによつて、この事実を
 基礎として、今御忠言のありましたよ
 うな、畜産の改良といふことに特殊の
 施設を行う材料にいたして行きたい。
 かように考へておるわけでありまして。
 なお五箇年計画につきましては、数字
 のことではありますから、政府委員よ
 りお答えいたします。

○山根政府委員 畜産について五箇年
 計画が樹立せられておるわけでありま
 すが、最もむづかしい点は、はたして
 それだけの飼料が確保せられるかどう
 かという見通しの点でありまして、そ
 の点について、必ずしも輸入飼料その
 他がこの計画で考へておりますほど、
 あるいは從來の実績もあまりなかつた

し、また今後の見通しも十二分の実は確信がもてない。この点が私どもとして非常に心配しておる点でありますけれども、しかしながら樹立されました五箇年計画を放棄する意図はもちろありません。これをそのまま強行に、何とかして計画通り押し進めて行きたい。こういう考えを実は持つておるわけでありまして。ただすでに三年の歳月を経過しておるではないかというお話のようでありまして、これがほんとうにスタートいたしましてから、まだ最初の年でありまして、その間の実績が、数字的にはたして計画通り進んでおるかどうかは、はなはだ申訳ありませんが、私に正確な数字を持つておりませんので、後刻お話を申し上げることにいたしますが、ただいまのところ、それが暗礁に乗り上げた、難関にぶつかつておるとは実は考えていないのでありまして、飼料の点を除いて大体私どもの計画通り今日まで進んでおるといふふうに考えております。

○井上(良)委員 今深澤委員からも質問がありました地方競馬が最近非常にふえまして、いわゆる戦災都市、府縣營また先般ここを通過しました町村経営まで行おうというような、押すな押すな主催者の実情から、いわゆる競走馬が非常に足りないというところは、今日一般の通例になつて来ておるのであります。このままで行きますならば、おそく馬はことごとく疲れてしまつて、満足な馬はなくなるといふ実情に追い込まれるのではないかと思ひます。ここに何か新しい手を考えなければならぬ。たとえば開催日をものと制限するとか、あるいは新しく産馬を奨励して、どん／＼競馬をつくること

か、何かここに新しい手を考えなければ、とうていこのままでは競馬自体の開催が不可能になりはしないかと思ひます。それに対する具体的な対策をどう考えられておるか、この点について伺ひたい。

○山根政府委員 今後競馬の回数をふやして、さらに議員提出法案として別途に出ておりますように、戦災を受けました町村までこれを主催し得るといふ道が開かれました場合に、競走馬が不足して、それ／＼の競馬が成立たぬではないかという御意見は、まづたゞごとともでありまして、私どもも実は非常に危惧いたしている点であります。しかしながら、競馬には先ほど来お話がありましたが、重大なる一つの目的を持つて行かなければならぬと、これを振興して行かなければならぬという考え方を持つておられますので、競走馬のそういう枯渇により競馬が成立たなくなるといふようなことがないように、今後いろいろなことを考へて行かなければ、実はいけないだらうと苦心しているわけでありまして。競走馬の実情は、逐次競馬が盛んになりまして、これでも戦前の頭数から比べますならば、現状では相当減つてはおりますが、絶対数としては逐次増加しているような実情であります。

馬につきまゝとつておるかということ、これは大きな弊害になつておる。これに對して一体どういう取締りをいたし、こういうことが横行しないような処置をとらうとするのか、この点についてひとつ伺ひなければならぬ。特に専門家である競馬部長から伺つた方がよいと思ひますから、競馬部長に御答弁をお願いしたいと思います。

○井上説明員 お答えを申し上げます。今この通称のみ屋の取締りにつきましては、私ども関係者といたしましてまことに困難をきわめておるというところを正直に申し上げます。この根本の原因は、戦争中において控除率が漸次高まつて参つたことに起因すると実は考へております。当初一割五分の控除率でございまして、近ごろ連勝式が非常に賣れましたために漸次ふえまして、大体三割五、六分というやうな控除率になつております。従つて政府経営の馬券を買うよりも、私設馬券屋から買う方が、われ／＼うす／＼聞いているところでは、二割ぐらいは拂戻しを還元している。こういうことから、馬券を買う人は自然そちらの方に氣をとられるというやうな根本的な問題があると思ひますが、これらの点につきましては、國家財政の点をにらみ合せて、かつまた馬券を眞実理解してもらへば、漸次緩和する方向に、いわゆる輿論がきめてもらへるやうな時代が来るのではないかと考へております。しかしながら現実の取締りといったしましては、最近において法律の改正によつて、競馬関係職員が、大体二十名場内における警察権を持ち得るやうに、大體議會の御承認を得ておりますので、これが相当役立ち得ると思ひます。

強いということから、これを改正していただきたいと考へているのでござい

○井上(良)委員 大藏當局が来てから質問をお願いしたいと思ひます。これで一應終ります。

○井上(良)委員 次に伺ひたいのは、これは大藏省の方におりませんが、競馬開催に伴う税やその他の諸がかりが非常に高いという関係から、勝馬投票をやらずに、場内外に通称のみ屋というものが横行している。これは脱税行為であり、これがためにどれほどのいろいろな秩序をみだし、悪い傾向が競

す。かつまた警備員その他をそれ／＼常置いたしまして、その取締りについては苦心をいたしておりますことは、井上さんのよく御承知のことだと思ひます。

○井上(良)委員 大臣にお伺ひたいのでありますが、先ほどから聞いておりますと、畜産奨励の一番がんをなしているものは、やはり國內におけるところの飼料問題だといふことが明らかになつておるものでありまして、この飼料は先般の酪農法の場合においても一應質問したのでありますが、大臣からお考へを伺つておられますので、ここで伺ひたいと思ひます。戦前飼料の輸入の大半は満洲からなされていたことは政府の答弁によつて明らかになつたのであります。今日この畜産問題を解決し、畜産奨励をや、日本の農業の発展に重きをなすという場合においては、やはり飼料問題の解決が先決條件であらうと考へるのであります。これに對して満洲には相当飼料がある。しかもそこから輸入されておつたということが言われているのであります。そこで私はまづ馬の飼料を輸入しなければ、やはり根本的なえさの問題は解決しない。今日の食糧事情から考へて、そういうふうにか考へるべきであります。これに對して私たちの考へ方からい

小企業は、製品はできたけれども、賣行きがない。いろいろな形で中小企業がつぶれるやうな状態になつておる。しかしそれは製品を製造するところの組織がないかといふと、非常にある。そこでこういう満洲にある飼料と、國內における中小企業が製品過剰で非常

に困つてゐるものをバーターいたしまして、それで飼料を購入するならば、この問題は立ちどころに解決するのではないかと思ひます。と同時に、國內におけるところの中小企業の発展にも寄與いたしまして、ここに働くところの労働者諸君の問題も解決して行くのであります。なお國內におけるところの失業問題も、解決への道がここから開けて来るのではないかと考えるのでありますけれども、これに対して農林大臣は、そういういわゆるバーター制をしてえさの問題を解決するため、にどういう御努力をなされておるか、またそういう意思があるかどうかということを伺ひたいと思ひます。

○森國務大臣 世界でどんな國であります。自分の國で自給自足のできる國はないのであります。ここに國際關係というものの妙味があるのであります。日本はかつて朝鮮・満州・台湾等と有無相通じて、相互の國民生活が円満に行つておつたのであります。でありますから、一日も早く國際情勢が回復いたしまして、朝鮮とも貿易ができ、満州とも中國とも貿易ができ、問題はないのであります。また相互の國民が生活が楽になつて行くのであります。しかし御承知の通り満州の現情、朝鮮の現情は、私が説明いたさなくても御承知の通りであります。一日も早くいづれの國が配下にあろうとあるまいと、國際情勢を回復いたしまして、もとのように満州とも物資の交換ができ、朝鮮とも物資の交換ができることをひたすら念願いたしております。しかし今日の情勢は、御承知の通り日本みずからの力においては、何とも解決し得ないのであります。畜産

に対する飼料のごときは満州に豊富にあります。また砂糖のごときも、これだけ苦しまなくても台湾に相当の生産があるのであります。ありながら、これが相互有無相通するところの立場にない今日の日本の現状は、御承知の通りであります。われわれは一日も早く國際情勢を回復いたしまして、そうして昔のことを忘れて、お互いに助け合ふところの美しき國際關係の結ばれることの、一日も早くからんことを願ひたいとおるのであります。政府といたしまして、できるだけ日本が列國の承認を得て、こういう立場に立ち得られるような情勢に導いてもらえるように、國內態勢を整えて行きたいと考えるわけであります。

○小笠原委員長 この際お諮りいたします。委員外の北二郎君より、本案に對し発言を求められておりますので、これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは北二郎君の発言を許します。北二郎君。

○北二郎君 私はおもに種馬の件についてお尋ねいたしたいと思ひます。たしか昨年この法案が通つたときに、政府側の理由といたしましては、種馬の改良に努力するというものであつたのであります。今年の種馬の買上げ状態を見ますと、毎年農林省は種馬を買上げ上げておりますが、今年の種馬の買上げは何だかやらないように聞くのであります。これをやるのかやらないのか伺ひたいと思ひます。

○山根政府委員 実は種馬を買ひ上げることにつきましては、國といたしましては予算が必要なのであります。この予算は本年はいろいろ事情で削減せられたのであります。しかしながら種馬の國の買上げというものは、お話のように馬の品種の改良の面から見て非常に必要なことでありますので、これをある程度続けて参りたい、かような考えをいたしております。

○北二郎君 それでは今年は買ひ上げなのですか、買ひ上げないのですか。買ひ上げるのすれば何頭くらい買ひ上げますか。

○山根政府委員 ただいま御答弁申し上げましたように、予算の運用によつて事実上は買ひ上げをある程度続けて参りたい、かように考えております。ただそういうことで予算の計上が十分でありませんので、はたしてどれだけの実施ができますかどうか、これはただいま予算の運用の面で研究をいたしておるわけであります。計画が確定いたしましたならば、それを御発表いたしますことにいたします。

○北二郎君 そこで農林大臣にお伺ひしたいのであります。先ほども農林大臣は、馬の改良上どうしても種馬をやらなければならぬという御趣旨でありましたが、この種馬から上るところの今年の二十二億円の金を、幾らかこの馬の資源、もとにまわす考へはないかどうか、この点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○森國務大臣 予算編成の内容につきまして、できるだけ融通をいたしまして、競馬の収入から出る金額がそういう方面に特別に使用のできるように考慮して行きたいと思ひます。

○小笠原委員長 北君、前の質疑と重複にならないように願ひます。

○北二郎君 そこでもう一、二点伺ひたいことは、この前馬籍法廃止の法律案が通つたのであります。あれによつて実は馬の改良も馬の取引も――一休馬の年齢もわからぬで馬の取引をしなければならぬという状態になるので、これを何とかして民間の團體に積極的にやらせる方法を、農林省は考えたことがあるかどうか、その点を伺ひます。

○山根政府委員 馬籍法を廃止する理由につきましては、当時御説明申し上げた通りでありまして、今日馬籍制度は必要がないという建前で廃止したわけであります。これを引續いて民間にやらせるということにつきましては、私もどうもいたしては今日そのような考へ方をいたしてはおりません。

○北二郎君 政府は馬に對しては非常に關心がないと思ひます。たとえば聞くところによりますと、馬は兵器だということに考えられておられたのであります。私は馬の産地におりますが、戦時中におきましては馬がどんなにきつて、軍馬に適するものがあるのかと思へば、そうではない、實際は農耕馬に適するものがある、どん／＼できておつたわけであります。そこでなぜそういうことを農林省がなさるのか、その点を伺ひたい。

○山根政府委員 戦時中は馬は主として軍馬資源として重要性を持つておつたわけで、お話のように馬は兵器だというポスターまで畜産局は掲げておつたわけであります。そこでこういう状況になりました。今日ではそういう考へ方はもちろん全然持つていないわけでありまして、馬は農業経営上、

農耕馬として馬の利用を促進して行かなければならぬ必要性につきまして、今日といえども當時と同じようにその必要を認めておりますことは、先ほど大臣からのお話にもありました通りであります。私も馬はどうかという、従つて馬籍法もやめたのだ、去勢法もやめたのだというような考へ方は、もうどう持つていないわけでありまして。

○北二郎君 しかればお伺ひいたしますが、今北海道に相当種馬所があります。ここに確保しておる種馬というものが相当多いのであります。これをどん／＼民間に拂ひ下げておる状態のように聞いておりますが、何ゆゑにこういうことをされるか、ちよつとお伺ひしたいと思ひます。

○山根政府委員 實は御承知のように、種畜牧場の整理が今日問題になつておるわけであります。そのことは馬は減らしてもいいのだ、種馬はこれは淘汰してもいいのだという考へ方ではないのであります。種畜は必ずしも所要量の全部を、國が今日持つておるほど持たなくてもいいじやないか、民間にこれを持たしてもやれるじやないか、その方がむしろ適當ではないか、こういうような考へ方に出ておるのであります。

○北二郎君 そこでお伺ひしたいことは、実は北海道におきましては、戦時中から一つのブロックをつくりまして、こつちでは種馬をつくるのか、こつちでは小格種馬をつくるのか、あるいは育成地帯とかわけてやつておつたわけですが、その後農林省から何もの指示がないので、そのままの形態になつておる。たとえば私のふるさと近

ても、これは育成地帯であります、この育成地帯を農業経営に取入れてそれが立つて行くようにしてあるわけですから、そこで相当の育成馬を持つておるわけですが、農林省は今はずりしなと、これは一体育成をしながら、つばな馬を持つておつて途中で投げてしまわなければならぬ。従つてその農業経営が成立たぬということになつてくるのですが、こういうのをどうされる考へですか。

○山根政府委員 先ほど来繰返し申しましたように、馬はどうなつてもいいのだという考へ方はいたしていいわけでありまして、畜産の五箇年計画におきまして、一應國が目標として、理想として考へております形態を織り込んでおるわけでありまして、そういう意味でありますので、具体的に北議員のお話の、その場所をどう考へておるかというお話になりますと、即答いたしかねるわけでありまして、即答いたしかねるわけでありまして、従来馬を使用する各地方におけるそれぞの特色というものを、私も私どもはすべて御破算に無視してこの計画を立てたわけではないわけでありまして、長い間の馬産の慣行なり、そういうものは十分新しい計画には織り込んで進んで参るつもりであります。

○北二郎君 農林当局として、毎度つてもあります、何でありますと言われますが、実際北海道におきましては、そういうあいにくプロットにわかれておりました、これが種馬の買上げをある程度政府で調節しないと、いわゆる種馬のところに競馬が行つたり、競馬のところに種馬が行つたりする、競馬の買上げの仕組になつております。そこで今年はずいとも

もこういう面から予算を繰上げて、これを買い上げていただくように切望する次第であります。

それから次に伺ひたいのは、將來において日本の馬が満州または支那に出て行く見通しはあるかどうか、この点をひとつ伺ひたいのであります。

○山根政府委員 將來どうなるかという事ではありますが、これははつきりした見通しはもちろんできないと思ひますけれども、戦前も御承知のように満州にはある程度日本の馬も出ておつたやうな状況であります。そういう意味からいたしまして、日本の秩序が回復し、さらに日本の馬産が改良せられ、また馬が輸出する可能性は十分考へられると思ひます。

○北二郎君 最後にもう一点飼料問題について伺ひます。私は北海道であります、北海道ではほとんど農家は馬を使つております。一軒も農家に馬がない農家はないのであります、この飼料確保に農家は非常に苦しんでおる。しかも十分な畑が與えられないために、これは冬にいわゆる枯れたものを食へさせて、馬が骨軟になつて倒れて行くという状態になつておるのですが、これは馬を飼つておる農家には、少くとも何反歩という飼料畑を認める考へがあるかどうか。またやつておるならば、今どれくらい反別をやつておるかという事をお聞きしたいと思ひます。

○山根政府委員 農馬の家畜飼料の確保につきましては、まづたく私も非常に苦心いたしておるところであります。御承知のように主要食糧の割当

の場合に、馬を持つております農家に、家畜の飼料の保有を認めておるわけでありまして、これが實際問題として十分でないことは、私も承知しておるわけでありまして、従ひまして、考へ方としてはあつたはずか、保有を持たせるといふ考へ方よりも、むしろ飼料法を初めから農業計画に組み入れて確保する、しかも十二分に確保するといふことが、考へ方として最もつきりした正しい考へ方と思ひます。ところが、かような食糧の事情でありまして、はたしてそれが今日の現状において實現できるかどうか、これはむしろいろ／＼な食糧事情を中心にして、全般の問題から考へた場合に非常な困難があるであらう、かように考へておられて、私も私としては、まだそうした案を、実はそういう観点から具体化したしてないわけでありまして、けれども、そういう考へ方につきましては、畜産局としては常に研究を続けておるわけでありまして。

○北二郎君 今聞くとことによりまして、大事な食糧をつくることである馬に、飼料畑も割当てないという結果になると、これは大事な食糧ができない。北海道あたりでは、食糧をつくるには馬がいなければだめなわけでありまして、食糧をつくるものとなつておる。そこで農林大臣に今度は伺ひたいのですが、この馬に飼料畑を認める考へがあるかないか。認めることすれば何反歩認めるか、この点をお伺ひしたいのであります。

○森國務大臣 北君にお願いいたしましたことは、日本の食糧をよく考へていただくのであります。外國から動物の飼料を輸入して、日本の家畜を養つておる今日であります。また日本の國民も食糧を外國から輸入してもらつて生活をいたしておるのであります。家畜を養うといふことはもちろん食糧増産のためであります。食糧増産のため家畜を養うに、家畜にえさの飼料を養うといふことは、当然でありますけれども、今日の日本の食糧事情は、大きな家畜の食糧を人間が食つておるやうな現状であります。人間も生活に苦しいが、家畜もそこに非常に苦しい目をしてなければなりません。これが普通の態勢にもどりますならば、家畜を養うに、今日ではわづ／＼人間の生活する食糧すら外國から輸入を受けておる。この現状を考へまして、農業経営の上においては十分な要求は入れられませんが、そこにおいては農業経営に苦しいところがあるものであります。そこに頭をしぼつて、十分に経営を合理化して行くといふこと、お互ひのこの苦しい生活を切り抜ける面がある。家畜を奨励しながら家畜に対する耕地を與えないのは不都合ではないかという御意見もひとつであります。家畜に十分な耕地を與えるだけの日本の食糧事情でないといふことを、よく御了承願ひたいと思ひます。

○北二郎君 食糧事情が悪いから、初めから家畜の畑を與えろといふので、今の大臣の答弁によりまして、やはり外國から食糧を輸入して、食糧をつくるものと家畜の畑を與えられなくてもよいという結論にとつていいですか。

○小笠原委員長 ちよつと北君お待ちください。委員長よりここに付け加えてお尋ねいたしますが、北君の御質問は、食糧を確保することに対して、肥料その他畜産によるいろ／＼な重要な点があるから、畜産を生かして行く意味において、飼料を確保した方が、かえつて食糧の確保が多くなるといふ主張をなされておるので、従つて耕作反別の一割か二割を割いて畜産の飼料に充てた方が、あとの八割残つたもので、かえつて十二割の収入があるのじやないか、ということをお主張しておられるのでありますから、それに対して適當な御答弁をお願いします。

○森國務大臣 私は家畜に全然耕地を與えないというのではありません。十分なる耕地を與えられない現状であるといふことを申し上げるのであります。

○北二郎君 しかば、一頭について何反／＼の畑を與えるつもりか……。

○小笠原委員長 午前中はこの程度にとどまして、午後二時半より再開することとしたし、暫時休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後三時四十八分開議

○小笠原委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

これより獸医師法案を議題といたします。この際御報告いたします。坂本実君より本案に対する修正案が委員長の手元に提出されております。これは印刷物として諸君の御手元に配付してある通りであります。以上御報告いたします。それでは修正案について坂本実君より説明を求めます。坂本君。

○坂本(實)委員 ただいま議題と相なりました獸医師法案につきまして、私は各党各派を代表いたしまして修正案

を提出いたします。修正案の内容は各位のお手元に配付されております通りであります。この際これを朗読いたします。

獸医師法案の一部を次のように修正する。

附則中第十項の次に、第十一項及び第十二項として次の二項を加える。

11 この法律施行の際、獸医師法等の臨時特例に関する法律第一條の規定によつて獸医師の免許を受けている者であつて、現に同法第二條の規定によつて業務として家畜の疾病に関する診療を行つてゐるものは、この法律施行の日から一年間を限り、農林大臣の定めるところにより、第十七條の規定にかかわらず、その業務（鶏の診療の業務を含む）を行うことができ、この場合においては、第八條、第九條、第十八條から第二十一條まで、第二十八條及び第二十九條第二号から第六号まで並びに前項の規定は、獸医師に準用する。

12 前項に規定する者は、家畜傳染病予防法（大正十一年法律第二十九号）、麻薬取締法（昭和二十三年法律第二十三号）及び藥事法（昭和二十三年法律第九十七号）の適用については、獸医師とみなす。

附則中第十一項を第十三項とし、以下第十四項まで順次二項ずつ繰り下げる。
第十五項中「第七項」の下に「若しくは第十八項」を加え、同項を第十七項とする。

第十七項の次に第十八項として次の一項を加える。

18 この法律の附則第十一項に規定する者は、この法律の附則第四項の規定にかかわらず、この法律施行の日から一年間を限り、旧法第一條第二項第二号の獸医師試験を受けて合格したときは、この法律の附則第六項の規定にかかわらず、獸医師國家試験に合格しないでも、この法律の規定に従ひ、獸医師の免許を受けることができ、この場合においては、同條第二項第二号及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

以上の修正を行いたいと思ひます。

御存じのごとく、獸医師の制度は昭和十五年「獸医師法等の臨時特例に関する法律」によりまして、戦時中獸医師の不足を補充する目的で設けられ、爾來今日に至るまで農業協同組合、農業共済組合等に属して、わが國畜産業のために大いに貢献し來つたのであります。しかるに終戦以來、旧來の獸醫師も逐次復員して参り、また、学校教育法によりまして、この新しい構想に基く獸醫師教育も開始されて、この際、獸醫師の制度はこれを廢止し、わが國の獸醫技術者の体系に改善を加えようという機運が生じているのであります。しかしながら、今回政府側より提出された原案のごときいたしまするならば、旧來の獸醫師の諸君は來る十月一日以降、一切家畜の診療に從事するを得なくなり、生計の方途を失いますと同時に、また試験を受け一人前の獸醫師になる道も永久にとざされることとなります。かくては永

年畜産業のために貢献をなした獸醫師諸君に對しまして、あまりに酷なる待遇といわざるを得ないのであります。獸醫師の諸君が新構想に即した試験に臨みます期間を一箇年延長し、その間所要の準備を行はしめようというものが、ここに各党各派の御賛同を得まして提案いたしました修正案の内容であります。よろしく御賛成のほどを願ひます。

○小笠原委員長 これより本案及び修正案を一括議題として討論に付します。山村君。

○山村委員 この際討論を省略いたしましたので、ただちに採決せられんことを望みます。

○小笠原委員長 ただいま山村君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは討論を省略し、ただちに政府原案並びにそれに対する修正案を一括議題とし、採決いたします。採決の順序は、まず修正案について採決した後、原案を採決いたします。それでは坂本君提出修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて本修正案は可決いたしました。

次にただいま修正を決議した部分を除いた政府原案について採決いたします。賛成者諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて本案は全会一致をもつて修正議決いたしました。なおこの際、本案に関する委員会の報告の件についてお諮りいたします。

これは前例によりまして、委員長に御一任をお願いしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。さよう決定いたします。

○小笠原委員長 それでは次に競馬法の一部を改正する法律案及び特殊勝馬投票券に関する法律案を一括議題として質疑を継続いたします。大藏省を除いたほかには質問の方あります。大森君。

○大森委員 私は大藏省と関係のないことで、午前中いろいろの御質問の中にも重複するような点もありませんが、抽象的に簡単に御尋ねをいたしました。午前中大臣が、競馬からあがつた金を農林省で使うというやつてなことはできるものじやない、こういうふうにおつしやいました。このもつともだと思ひます。しかしながら競馬からあがつた金、取るというが、一休元はどこにあるか、元は馬である。その元の馬が今日のような状態で、各種牡馬というものを全部拂下げをする。私もその組合長をやつておりますが、本年はどうであるかという、昨年までは三頭を有しておつたが、本年になるとはや一頭しかないといふうな状態にかつて参りました。その飼育すらもできないような状態に相なつておる。しかして競馬をやるのは馬であります。その馬というものは壽命を持つておる、生命があるのであります。しかるに馬がますます減つて行くという状態である。ただ予算だけを見て、大藏省あるいはその競馬を主催する方々が、ただいまのお話のよう

に三十万で三百万円当るといふ夢みたような大きな問題を掲げまして、金を集めることはいいが、その金を集める馬をだれが養つて行くか、どうして行くのだというところが問題であります。私は決して農林大臣の言つたことは當らないと思ひます。なぜかと言つて、そこから得たところの予算によつて、馬をたくさんつくらせるようにしなければならぬ。これを私は農林大臣の考え方が間違つておるのではないかといふふうに考へるものであります。現在のところでは、午前中もどなたか仰せられたが、大体馬というものを武器のよう

に考へて、馬をなくするといふなら別問題であります。昨日であつたかちよつと伺つたのであります。公認競馬で二頭しか出ていない、こういうような競馬が現在行われておるといふ。これはただ金を取るということだけが目的である。しかしながらこれが続くかどうかというところに対して、この競馬から取上げた金によつて馬産の奨励といふことを絶対競馬と離してはならないものではないかといふことを私は考へるものであります。これに對しましての御意見を伺ひたいと思ひます。

○山根政府委員 馬主の経済が相当苦しい。従つてだん／＼持馬を手放して行くという事情もあると思ひます。しかしながら競馬の賣上金から、それをそのままに畜産の振興に使うべきだといふことについての考へ方は、午前中私からも、さらに大臣からもお話がありました。さうなことでありまして、今日遺憾ながらさういふ建前をとることができないわけであり。しかしながら最初申し上げま

したような事情に對しまして、私も
としてはもちろんそのまゝに放置して
おいていいとは思ってないものであり
まして、馬主の経済という問題も、競
馬の運営上において十分考慮いたして
いるつもりであります。

○大森委員 何か馬を飼育するに至
難だから持主が放すということのよう
な御答弁であつたと思いますが、個人
が養つてゐるものを放すのではない。
現在國家がなしております種馬所か
ら、私も馬を借り受けて種つけをや
るといふことはなつておつた。その馬
が拂下げを受ける、あるいはどこそ
に拂下げをしたというやうなことに
つて、現在減りつゝあることは御承知
の通りだと思ふ。なお私考えていた
かなければならぬのは、競馬ばかり
ではない。いわゆる山間僻地に参りま
す、小運送に對しては馬でなければ
ならぬ。最も大事なものでありま
す。それらに對しまして今日のよう
な状態では馬はどうなつて行くのだ。
これを考へるときに、もう少し農林省
といたしまして、馬に對する考へ方を
えなければならぬのではないか。た
だ予算は競馬の予算を取つて來なけ
ればならぬといふことは申し上げま
せん。しかしながら予算としては、農
省として馬をいかに飼育して行
くか、これに對して予算の面におい
ても少し考へてもらわなければなら
ぬのではないか。これなのであります。
現在の馬は、先ほど申し上げました
うにだん／＼減りつゝある。私ども
の地区は馬産地でありましたが、この
ごろでは三割くらい減つてしまつた。
こゝういふやうな状態でありま
す。それから午前中北君が質問して
おりました馬

籍の問題も、農林省はいらぬとい
うことになつたのであります。これは
地方の組合にまかせて、組合が馬籍
をいかにしらえるという申合せか、さ
もなければ何か條例を設けるという
ことでもなければ、先ほど北君の言わ
れたやうに、馬の系統もわからなけ
れば、牛などは大体なれた者が見れ
ば、何歳の牛であるといふことは齒を
見ればわかる。しかしながら馬籍がな
いといふことは、系統がわからな
くなつてしまふ。こゝういふやうなこ
とを考へるときに、やはり組合に何
かの特例を設けて、組合に馬籍など
を考へるときに、あつた馬籍のため
に、相當の金を使つて全國的な統計
をとつておつたといふほどの必要
はないと思ふ。しかしながら今や畜
産農業協同組合といふものが全國に
できておりましたので、この組合に
おいて馬籍をこしらえて、その地区
において持つてゐることが必要だ
と思ふのであります。これに對し
ます農林省の御意見を伺いたい。

○山根政府委員 馬はお話のやうに、
実は戦争中から見ますと非常に減つ
てゐるわけでありまして、しかしなが
ら午前中お話ししました通り、私も
馬がどうなつてもいいといふ考へ方
はしてないものであります。馬につ
きまして、いわゆる畜産振興計画と
いふやうなもので、逐次今後ふや
して行きたいといふ計画を持つてゐ
るわけでありまして、現在百万頭し
出たばかりの数があるのであります。昭和
十八、十九年のころを目途として、少
くとも百三十五万くらいにはふや
して行きたい、こゝういふ計画を持
つてゐるわけでありまして、もちろ
ん馬は軍馬として必要でなくなり
ましたけれども、

馬としてあるいは競馬として、日本
の農業なり都市にやはり必要であ
るといふ、馬の重要性を認めての計
画であるのであります。さらに馬籍
を廃止して、國としては馬籍の仕
事はいらぬけれども、あるいは組合
、その他の團體で考へ得ないかとい
ふやうな御趣旨のやうに承りました
が、一應このた

び馬籍制度をやめたわけでありま
す。もちろん一應やめますにつきま
しては、その必要を認めないでやめ
たわけでありまして、今後せめて
組合でも、そういう馬籍を持つて
おつた方が馬の取引關係、あるいは
品種改良等からいへば、必要だとい
ふことであると思ふ。研究をいたし
て行くことは、もちろんいたさなけ
ればならぬと思ふのであります。そ
うしたある程度經費もかかりま
す馬籍の仕事を、組合をしてやら
せようといふ考へ方は、ただいま
のところでは持つてないものであ
ります。

○大森委員 大体わかつたのですが、
もう一應お願いしておきたい。馬籍
はなぜ必要かと申しますと、くろ
うとは馬の系統がよくわかるので
あります。馬の系統のよしあしによ
つて價格が違ふのであります。さ
ういふ点からいへば、くろうとは
は、ばくろうとかさうしたものに
乗じて、しろうとかばかを見るの
ではないかと考へるのであります。今
のところ農林省はそれは必要がない
といふ考へ方だといふのであります
が、今申しましたやうに、さうい
ふ点をなお再考あつて、今後どう
したらいいかといふことに対して、
もう一應お考へおきを願ひたい。
これをもつて私の質問を打ち切
ります。

○山村委員 私はすでに同僚諸君があ
らゆる角度から質問されております
この法案につきまして、特に大藏
關係の責任者が出席するのを待
つていたものであります。まだお
見えになりませんであります。そ
れまでの間、今までの方々の御
質問なされた点と、なるべく重複
を避けて二、三お伺ひしたいと思
ひます。

まずこの競馬法の目的といふもの
は、先ほどから大臣並びに政府委員
の御説明のごとくに、一つは畜産
の奨励と、また明るいスポーツの
建設といふ御力説があつたのであ
ります。この御力説があつたとい
ふ点について、御点から競馬につ
きましては、私も同感を持つてお
る者でございます。が、しからば
實際には、この競馬によつて、ど
ういふ方面を通じて畜産が奨
励されるやうな結果に相なつて
おるかといふことにつきましては、
特にこの競馬によつての収入金
を、全然畜産關係の方面に使わ
れておらないといふ点を各議員
から力説されておりました。最
も大きな問題として取上げられて
おるのであります。そのほかの畜
産に寄與する点が多いといふのは、
具體的にはどういふ点があるか
といふことを、一應この際政府
から御説明願ひたいと思ひます。

○井上説明員 お答え申し上げます。
競馬がいかに畜産上に役立つか
といふ御質問でございます。この
点は競馬法が大正十二年に制定
になりました。當時は、軍馬の改
良をするために必要である。か
た／＼この軍馬だけを生産する
目的でなくして、軍馬並びに作
業用馬といふやうにいろ／＼説明
があつたのであります。畜産と申

しましても競馬が直接關連する面
は、馬の生産改良といふ面であ
ります。この競走馬として入つて
おりますのは、御承知のやうに
サラブレッドとアングロアラブ
。今はやめております。速歩馬
としてのアングロアラブ・ノル
マン・ロットテールとかアメリ
カン・ロットとかいふやうなもので
あつたのであります。ただいまや
めておる速歩馬につきましては、
國營競馬においてはやめてお
りますが、地方競馬におきま
しては、この速歩馬が相當出て
おります。これはあとで申しま
すが、九州地区を中心として、
内地の作業用馬といひまして、
相當程度の位置を占めておる
のであります。と申しますのは、
わが國における馬の作業とい
はしまして、最も廣汎に行われ
ておりますのは、いわゆる耕種
でございます。この耕種はもと
も水田をやりましますために、
水田のすき起しには、馬でも
ある程度のスピードがあるもの
でなければならぬ。特に日本
から東北方面にかけての早
場米の産地においては、この
点が顯著なものであります。か
ら、作業の敏速をたつとぶこ
とと同時に、すき起した相當な
スピードのある馬でなければなら
ぬ。北海道を除く日本各地にお
きましては、このアングロアラ
ブといふものが直接使われる
のであります。そのほか改良の
原種といひまして、相當に馬の
種つけをやつておられますのは、
種馬の数をぐら／＼だされば
おわかりになることと存じて
おります。ただいま手元に種
馬の現在の数字を持つており
ませんが、大体相當多数のアン
グロアラブの種馬を全國の種
馬所に、あるいは民

有の種牡馬として持つておるのであります。サラブレッドにつきましても、これは何と申しましても改良の原形種になるのでございませう。相当生産にも金がかかりまうし、これを実用馬とするには不適当でございませうが、場合によりまして、今申し上げましたような線で、馬の能力を高めるために従来考えておりました。但しこれは改良の原形種でございませうから、時によりまして相当多数を要する時期と、またそういらぬ時期とあるわけにございませう。戦争中に、御承知のように、山砲だ馬等をつくりましたために、内地各方面におきまして、相当重種の系統馬を入れて改良を進めて参りましたために、現在の馬産の見地から申しますると、いささか重きに失するようなものとあるわけにございまして、馬の馬たる特性、牛と馬との違ふ点は、結局作業の敏活という点にありますが、いささかその点に欠けるところもございませうので、ある程度それを補うように改良しておる、こういうことになるわけにございませう。

〔委員長退席、山村委員長代理着席〕

○山村委員長代理 薬師神君。

○薬師神委員 二、三伺いたいと思ひます。午前中からいろいろ質疑應答を承つておたわけでありませうけれども、競馬そのものの主目的がきわめてあいまいである。答弁の中には、畜産奨励だと言ひし、明るいスポーツだと言ひ、大衆娯樂を大部分意味しておると言ひ、あるいは一面今日の稼除率の高率な点から見ると、先ほども質疑の中にありましたが、浮動購買力を吸収して國庫収入の財源に充てる、こ

ういふふうの三つの見ようがあるとありますが、しかし今日行われておる國営競馬を見ますと、稼除率のきわめて高率だという点から見ると、むしろ射倖心を基礎として國庫収入をはかつておる、こう言つても私は過言ではないと思ひます。私はこれは健全娯樂とは言ひ得ない。健全娯樂なればもつと稼除率を低いものにしてやるべきものだ。入場料だけでやるべきものだけれども、そこに馬券というものを置く以上は、しかも今言つたように、三割五、六分ないし六、七分という高率なものをとる点から見れば、むしろこの三つの点にあるのじやないか。今山村議員から質問がありまして、たけれども、畜産奨励という点になりまして、これは実に縁遠いといふ点には見ておる。りくつをつければいくらもありませんけれども、ただここに問題になるのは、午前中から、何ゆゑにこの畜産奨励が目的なれば、この競馬からあがつた収入を畜産奨励の方にまわさないか、という意見が相当あつたやうであります。これは私は別の問題だと思ひます。これは別個に予算を計上すべきものだ、かように考へておられます。畜産奨励だといふことも一つのこじつけであるし、大衆娯樂だと思ひます。これはだれかの質疑の中にもありましたが、むしろ私は大蔵省の所管として、國庫収入を増強する、この一点にほとんど努力が集中されておると思ひます。この点について私は御見解を承りたいと思ひます。私には、先ほども答弁の中にあるように、これが軍馬を要する

時分でありまうならば、非常に競馬という問題が畜産奨励という点に大分結びつきを感じる点もありますが、軍馬を要する点がなくならまうして、役馬、戦馬を主とする今日においては、たいへん違つたものになつておると思ひます。むしろわれわれは、かう言へば、今日役馬にして、戦馬にして、競馬馬みたいな優秀なものよりも、むしろ低廉に農家に供給し得るような方面に、もつと努力が拂われなくてはならぬと思ひます。なおついでにお伺ひしておきたいことは、これは競馬ではないのでありますが、これは、われわれの方には数百年の歴史を持つておる闘牛といふものがあるのではありません。闘牛とも申しますし、また牛相撲とも申します。その歴史は、これはやはり古い歴史を持つておりますが、これを昨年東京でやろうとしていたところが、二、三日前に中止を受けた。私はこまかい事情は知らぬのでありますが、阪神方面の連合軍の了解を得て、昨年は西宮球場で興行をしておるわけですが、それが東京へ来てやろうといふ二、三日前にとめられた。そのために、何百里の区間を牛を輸送して来たその輸送費の損害といふものは莫大に上りますから、G・H・Qの方へ交渉に行つたらしい。ところが行つてみると、また牛を見せるといふこと、また、それは悪いことではない。悪いことではないが、しかし一應農林省の方でとめたとしてみると、すぐに許すわけに行かないから、まあ六箇月ほど待て。そうすれば何とかなるであらうという話であつた。私はその人の名前は失念いたして

おりますが、そういう話であつた。その後さつぱり要領を得ないが、このあたりで、この点は、聞くところによると、これはデマかもしれませうが、もしも農林省の方でこんなことをやらしたならば、関係方面からしかられるかもしれないというふうな取越苦勞から禁止をした、こういうふうなことを関係者は言つておるのです。この点の真相を私は承りたいと思ひます。なお地元からは数百年も傳統を持つておりますから、この点については非常なる熱意を持つて、これが解除を希望しておられます。私は地元の四國に帰つたら、その進駐軍の司令官に會つて、地元からこの問題を解決して行くという考えを持つておられますが、しかしこれが眞に関係筋の方から突然として禁止をして来たものか、あるいは農林省の畜産局がいろいろ氣をねをしてとめたのか。阪神球場ではりつぱにやらせた。新居浜でもやらせた。それで闘牛といふものは、何百年という長い間やつて来ておる。これは競馬のごとくいわゆる券は賣つておるやうで、農家に低廉なる入場料だけをとつて、農民の娯樂の一角にいまに残つておる。これが愛媛縣の一角にいまに残つておる。この伊予から阪神方面にかけて、この闘牛が生れたといふことは、私は必然性を持つておると思ひます。また土佐犬の産地である土佐に闘犬の生れたのも、これは必然性を持つておると思ひます。競馬といふことは、一面から言へば都會人の娯樂と言ひますが、都會人を対象にしたものでありますが、馬の駿足を競ひ合うといふことは、当然馬産地において起つたものと思ひます。決してこ

れは不自然なことではない。それで今でも闘牛が残つておる。競馬といふものは全國的に、今日はいろ／＼の意味において草競馬といふやうなものがありまして、関心が多いのであります。闘牛は一面から言へば、残忍性がある。か何と申すか、残虐性がある。ポクシグなんか比べれば、はるかになまやさしいものであります。また射倖心をあふると言われるけれども、ただ入場料をとるだけである。残忍性といふことも、ただ闘ひ合うことだけだから問題はない。別に弊害がないとすれば、これは健全なものである。今これは農村の一方に局限されておるが、これは今言つたやうに、全國有数の伊予牛の産地の伊予から、阪神方面にかけて発達した歴史を持つておるのです。だからこれこそ再開すべきである。これをとめた理由を、この際はつきりわかつておれば、私はどうしても調べてみようと思ひますが、ぜひ明らかにしてもらいたいと思ひます。なお結論として競馬の問題について、もしも申し上げますが、今競馬の主目的が、單に國家収入をふやして、いろ／＼射倖心を基礎として大衆の浮動購買力を吸収するところに重点が置かれておるやうに思ひますが、そうすると、農林省の所管に属するといふことが、はなはだ変態的なものになると思ひます。しかし競馬からあがつた金は畜産部面へ持つて行くといふことは、これは歳入の点より見て、予算の編成上適當だと思ひます。しかし私はそういう議論は吐きませんが、これをもう少し農林省

がやるならば農林省がやる、厚生省がやるならば厚生省がやるというようにして、健全なる娯樂として育成して行き、またもう少しその方面の入場料を安くして、だれでも参加できるようにしてもらいたい。今のうちにほとんど悲喜こもごもするようにならうという方々を、ただ財政上のためというだけで継続して行くべきものではないと思う。こういう点についても、はっきりした御意見があれば承りたいと思う。おそろく今日においては、畜産局でもはつきりした御意見は出まいと思う。また大蔵省としても、はつきりした御意見は出まいと思う。競馬そのものの本質から、これは非常に遠ざかっていると思う。もしわれわれの納得の行く御答弁ができれば、お話を願いたいと思ふ。

○山根政府委員 闘牛を禁止したことについてであります。許可しなかつた理由はただいま調査しておりますので、後刻この委員会の開会までに御答弁申し上げます。

それから若干御質問の趣旨と食い違ふかも知れませんが、けさはど来いろいろのお話がありました点にも関連いたしますので、私から一言申し上げておきたいと思ふ。競馬の目的は、もちろん財政収入を唯一のねらいとしておるわけではありませぬし、畜産の振興といふ、改良といふ、実はいまはこれが大蔵省なり、あるいはたまたまお話のように、厚生省なりにこれを移すということも問題になると思ふのであります。畜産の振興、発達、

改良ということと結びつきます限りにおきましては、具体的には先刻競馬部長から、今日の競馬がそういう面での運用されておるかをこま／＼お話し上げた通りでありまして、その面におきましては、これは実質畜産全体を扱つております私どもが、これを運営することがどうしても必要であるというところで、この二つの目的のうちどちらが大きいのか、どちらが重要かということにまでこま／＼話が進みます。と、いろいろ／＼考え方、見方もあると思ふのであります。私どもといたしましては、どちらの一方もこれを欠くことができない理想といふますが、そういうものとして競馬を運用いたしておるわけでありませぬ。

○薬師神委員 この点は幾ら議論しても盡きないと思ふますから、譲歩したいと思ふますが、なおこの際にひとつ委員長に希望を申し述べておきたいと思ふます。それは本日も競馬の収入を畜産の奨励になぜ充てないかという議論が相当多かつた。それから土地改良の問題も、済みましたけれども、この問題についてもなぜ裏づけがないか。私はこの問題のために質疑の時間の大半以上を食うてゐると思ふ。積極的にどういう計画をやつておるのか、私はこの際農林委員会の名において、議会運営についてひとつ努力してもらいたい。なぜかという、予算の裏づけのない法案のみをこま／＼くりまわしておるから実際問題として、今日の國営競馬収入をどこへ持つて行くかというところでありませぬが、これは畜産奨励が足りないのじやないか。競馬予算もこれくらいになつておるではないか。

これを具体的に指摘してやる問題であります。宙に浮いた問題ばかり審議しておるから時間をとつておると思ふが、この点は、予算委員会というものが今日各省の常任委員会と遊離して來ておる。少くとも予算委員会というものは、必要がないとは言わなければ、農林予算は農林委員会としてやるべきものである、商工予算は商工委員会ですばかりやつてゐるからこういうことになる。少くとも予算委員会の構成というものは、各省の常任委員会でもつて構成する。そこまでやつてもらわなければ、ほとんどかすを毎日議論しておるような感じがしてならないのであります。この点を私は希望意見として申し上げておきます。

○山村委員長代理 薬師神君の御意見は承ることにいたしまして、しかるべく善処いたします。

○竹村委員 先ほどから大蔵省関係の人が見えないのでございませぬが、大体今も指摘されましたように、結局農村関係の現在出ている法案といたしまして、またその他の問題につきましても、非常に大蔵省との関係があるわけでありませぬ。再々この委員会におきましても、いろいろ／＼な議案のときに大蔵省から出ておるものが非常に多いので、何回も要求しておりますのに出て來ない。たゞ／＼出て來れば、政府委員が出て來られたというやうなことで、実際の審議にあつたつて非常に支障を來すと思ふ。これは委員会全体の問題でありますので、今度は大蔵大臣もしくは政務次官が出て來るといふことを、特に委員長から要求して

だきたいと思ふます。

○山村委員長代理 先ほどから当局の御説明によりまして、この畜産の奨励というところについて伺つたのであります。私が、私から二、三質問いたしたいと思ふます。この畜産奨励の方向は、どういう方向に進んで行くか。すなわち具体的に申しますならば、いわゆる早い馬を主眼にするか、あるいは力のある馬を主眼にするかというやうなことにについてお尋ねいたします。

○井上説明員 御質問でございませぬが、馬にはそれ／＼用途がございまして、戦争前からわが國では、明治三十九年に馬政計画というものがございまして、そのねらいは、産業並びに軍用上必要な馬をつくるというところに相なつておりました。大体地方の環境によりまして、あるいは生産の從來の習慣と申しますか、そういうものによりまして、わが國でできる馬の歴史といふものは、おのずから限定をせられて、現在まで來つておるわけでありませぬ。しかしこれを通じて申し上げますと、最も廣範圍に利用度のございませぬのは、農業用に使いますところの中等程度の大きなもの、十分に乗馬にも鞍馬にも使えるというやうなものが、一番利用度が廣汎でございませぬ。それを全國で普遍的に使つておるのであります。こういう馬の改良に着手いたしまして、たのは明治二十年代でございまして、その後になりまして、これに適當な外國からの種馬の血液を入れまして、現在種馬の存在でございませぬが、それを生産いたしておるのであります。今仰せになりましたやうに、鞍馬自体といふやうなものは、全國の鞍馬の需要数が十二三万程度でございませぬので、

それを対象としてつくり、その他のものは大体農業用に使うところのものでございまして、純粹の役馬は、今正確な数字の調査がございませぬが、大体七、八万頭でございまして、残りが繁殖用の馬に相なるかと思ふます。この大きな鞍馬をつくりませぬのは、北海道の一部地域、たとえば十勝とか空知といった方面でございませぬが、その方面に限定をされております。その他の所では、大体農業用に使うところの中間種の馬を生産いたしておるやうな状況でございませぬ。この農業用の馬をつくりませぬのは、先ほど申し上げましたやうに、馬と牛との違ひ点はどこかと申しますと、相當な速力を持ち、作業の工程がすみやかである。そういう絶対性があるわけでありまして、足がのろくての／＼歩いておるものでございませぬれば、これは經濟動物として牛の方が適當でございませぬが、わが國の山間地帯あるいは裏日本の早場米の産地、ないしは氣候的に申しまして東北、北海道といふものにつぎましては、どうしても古來馬を用いておる習慣がございませぬし、こういうものを奨励して行くことが、食糧生産の上から申しまして絶対に必要なことは、私がここで申し上げねども、委員各位におかれては十分御承知のことであらうと思ふます。大体お尋ねの奨励の方針といふのは、各地各様別になつておりますが、大体全國的に申し上げませぬれば今のような状態になつております。

○山村委員長代理 お説によりまして、いろいろ／＼使ひ道があるといふやうな結論でございませぬが、今競馬場で使つておる馬といふものは、率直に言いますれば、早い馬を主眼にしたもので

ある。かつて軍國主義はなやかなりしころに、軍馬としての利用價值を高めようとして計画された意味が多分に含まれておると思ふのであります。従いまして、この競馬が畜産振興のために目的を高く掲げておるといたしますならば、いわゆる農馬といたしましては従馬といたしましては、駆けることが早いということよりは、十分力があるということを主眼にして、ある程度までの競走をさせることが意味があると思ふのであります。この点については、政府御当局はどのようにお考えでございましょうか。

○井上説明員 ただいま仰せになりました、速力の早い馬を競馬で使つておるから、競馬の馬がたたくさんでございまして、力の上で困るのではなからうかという御質問であつたと思ふのであります。なるほど仰せの通りでございまして、競走馬のようなもので、特に専門の競走馬をたくさんつくるということとは、競争前でも相當に抑制をいたしておつたのであります。ただ申し上げたいことは、この競走用に使つておるところの馬はそのまま使えるということとを——たとえばアングロというようなものは大体丈夫であると申し上げましたが、その他のものは、大体実用的な馬の生産に改良の原種として用いる。こういうふうになれ／＼はいたしておるのであります。

○井上(長)委員 私がもう一点質問したい点は、この特殊勝馬投票券に関する法律案のことについて、大体われわれは午前中意見を申し上げました通り、競馬をやるという目的の内容には、一つは馬産奨励、進んで畜産奨励、または浮動購買力を吸収して、國

庫収入をはかるというふうな目的でやられるというのですが、大体農林委員会全体の意見というものは、従来の競馬がほとんどその目的に合致しないので、逆に最近の傾向は、浮動購買力を吸収する、そして國庫収入をできるだけはおろす、この行過ぎをできるだけ正して、目的的方法で競馬を経営する方向をつくつたらどうかという意見が、大体この委員会の空氣であります。そこで大蔵大臣並びに安本長官等の意見も十分聞かなければわかりませんが、今日國の財政その他の關係から、非常にむりであらうと思ひますけれども、さりと申せ、わが國の農業の現状と將來を考へます場合、どうしても畜力の導入というものは絶対條件になつておられます關係から、従来の競馬の収入はともかくといたしまして、せめて特殊勝馬投票券による収入の一部分でも、畜産奨励のためにさくような道をこの際開いたかどうか。そういうことを政府は一体考へなかつたか。少くともいろいろ世間では申します。從來のような競馬のやり方ならば、農林省が所管をなくともいいじやないか、大蔵省がやつた方がいい。何なら厚生省がやるべきだというふうな意見さえ巷には起つておるような実情であります。少くとも競馬を農林省が主催する以上は、やはり畜産というものに結びつけなければ意味がないのであります。そういう重要な任務を背負つておられます畜産局の責任者として、せめてこの勝馬投票券によつて生じる収入の一部を、畜産奨励に充てるという目的の條文を何ゆゑにこの中に入れないかつたか、そういう原案をつくつては

ぐわい悪かつたかどうか。そういうはつきりした立場を明示する必要があると思ひますが、これは事務當局は、初めからそういう意図をもつてこの立案すべきではないか。農林當局としての責任ある御意見を、この際伺つておきたいと思ひます。これは政務次官及び畜産局長から伺ひます。

○畜米地政府委員 これは先ほど午前中にお答えいたしましたと同じ趣旨でございまして、どうぞそれから御推量願ひたいと思ひます。

○井上(長)委員 私は午前中に政務次官から御意向は大体伺つたのであります。畜産の奨励というものは絶対的な要求であり、從來畜産局の廃止問題をめぐりましてわれ／＼は卒先して反對して來て、いろいろ農林省の機構の改革の場合においても、断固これを排撃して來たのは、わが國農業というものが畜産を切り離すことができないという立場からやつて來た。しかし畜産の現狀は微々としてな／＼思ふやうに行つていない現狀なのです。この新しい制度による勝馬投票券を新しい競馬の方式を考へる場合に、せめてこの一項を挿入して、さいぜん部長さんからもお話がございまして、諸外國においては目的的に競馬を経営している。貧民救済のために貧民病院を経営しなければならぬということから、大きな競馬を興行されておるといふお話をされたのであります。わ／＼はまだ、そこまでやりたいという氣持は持つておりまして、何ぶんわが國の畜産の貧弱な現狀を飛躍的に發展させなければならぬという、この國家的要請を果すその責任を畜産局は持つてい

す。この新しい制度を、從來のようならい／＼問題がありますけれども、今度新しい初めてこういう制度をやるのですから、その上り金をせめて十分の二でも、三分の一でも畜産奨励の方に使うような、ここに新しい條文を何ゆゑに挿入しなかつたか法案を起草しました畜産局自体の責任者としての立場を、私は伺つてゐるのです。この点にははつきりして、大蔵省や安定本部へ交渉する、また質問する上において、非常に大事でありますから、この点を一應伺ひたい。

○山根政府委員 ただいまのお考え自体は、実は自分の立場から申しますならば、そういう考へ方をとりたいてわけでありまして、のみならず從來の競馬法等には、そうした収入を特定な施設に振り當てる規則がうたつてあつた例もあるわけでありまして、最近における財政の建前といたしましては、特定の収入を特定の支出に振り向けるという考へ方が、実はいられないうような事情になつたわけでありまして、そういうわれ／＼の希望を、どこへ持つて行つてそこでスリッパしたかというお話も出ましたわけでありまして、実はそういう一つの根本的建前を承知いたしております点から、事務的には、あるいは原案としてこれを繰入れて、行くところまで持つて行つたという手続は踏まなかつたのであります。しかしながらこれは午前中にもちよつと私からお話申し上げた中にもあります。私どもとしましては、建前よりもちよんそれに承服はいたしておるわけでありまして、競馬の収入が國庫の財政収入に相當な貢獻をしてゐる。さらに新しい特殊投票券の發賣

によつて相當な國庫収入がふえるというその事實は、私どもとしては、畜産振興の予算の折衝にあたりましては、もちろん含みとして、十分これを持つて折衝を續けておりましたし、さらに今後ともそういう含みで、強力に畜産振興の予算の獲得には努力をいたして行きたい、かような考へ方をいたしております。

○井上(長)委員 そうしますと、局長に伺うのであります。本年のこの農林省所管の予算總額が八十三億四千八百万円ほど増額されておられます。この八十三億四千八百万円のうちで、特に畜産奨励その他飼料關係等において、畜産局が本年増額をした分、さらにまた畜産の面に、特に新しい費目をどういう項目において増加されておるかということについて、概要御説明願ひたいと思ひます。

○山根政府委員 具体的に、畜産振興の予算を、昨年度に比べ本年度はどれだけふえておるかというお尋ねであります。これははなはだ遺憾であります。特に昨年に比べてふえた項目金額はございせん。

○野原委員 この機会にいろいろ伺つておきたいのです。私は從來競馬というものをあまり見たことはありませんが、一体競馬というものは早く走ればいいだけの競馬をやつておるのか、それとも重い物を運ぶ競走もやつておるのですか、それから伺ひます。

○井上説明員 競馬と申しますのは、元來馬の速力を比べることが建前でありまして、御承知のように、専門の競走馬が十八世紀にできて以來、そ

○井上(長)委員 私がもう一点質問したい点は、この特殊勝馬投票券に関する法律案のことについて、大体われわれは午前中意見を申し上げました通り、競馬をやるという目的の内容には、一つは馬産奨励、進んで畜産奨励、または浮動購買力を吸収して、國

○井上(長)委員 私がもう一点質問したい点は、この特殊勝馬投票券に関する法律案のことについて、大体われわれは午前中意見を申し上げました通り、競馬をやるという目的の内容には、一つは馬産奨励、進んで畜産奨励、または浮動購買力を吸収して、國

○井上(長)委員 私がもう一点質問したい点は、この特殊勝馬投票券に関する法律案のことについて、大体われわれは午前中意見を申し上げました通り、競馬をやるという目的の内容には、一つは馬産奨励、進んで畜産奨励、または浮動購買力を吸収して、國

○井上(長)委員 私がもう一点質問したい点は、この特殊勝馬投票券に関する法律案のことについて、大体われわれは午前中意見を申し上げました通り、競馬をやるという目的の内容には、一つは馬産奨励、進んで畜産奨励、または浮動購買力を吸収して、國

れによつて競馬が発達したものであります。どこまでも速力を比べるものであります。

○野原委員 われ／＼の知る限りにおいては、東北地方などは、馬力大会という非常に勇壯な競走がある。これは古くからやられておるのです。馬が砂の上を重い物を積んだ車をひつぱつて走るのではありませんが、あの馬が歯を食いしばつてゴールに突入して来る姿を見ますと、懦夫をして立たしめるというような、実に何とも言えない勇壯な気分が打たれるのであります。私はあれを見て、日本の再建はあの馬の精神で行くべきではないか、かようにさへ考えまして、國營で競馬をするという以上は、ああいう勇壯活潑なる、國民精神を作興せしめ、國家再建に精神的な非常な活力を與えるというような、ああいうものをなぜ國營の種目にしておかないのか、私ははなはだ遺憾に存じておるのであります。今の競馬部長さんのお話によりますと、ああいうものはやつていないというのですが、そういうものをやる意思があるかどうか伺いたい。

○井上説明員 たいへん馬についてのいろ／＼なお話でありまして、感服をいたしておるのですが、実は津輕方面でそういう競走があり、地方競馬といひましては、それに対して馬券が発賣されておる事実も承知いたしております。ただ國營といたしましては、ただいまのところ設備その他の關係で実施は困難と思ひますが、お話の点は十分今後において研究してみたいと思ひます。

○野原委員 競馬を畜産奨励のためにやつておるといふことは、とりもなお

さず畜産を奨励してわが國の食糧増産に寄與する、わが國の農業の發展、振興に役立たしめるという目的を持つており、同時にまた、馬は單に農耕ばかりでなく、道路の悪い地帯、トラックやなんかで運搬しない地帯においては、陸上輸送の唯一の中心でありまして、生産力の拡充強化のためにも馬が大きな重要な役割を持つておる。従つて重量をひつぱるようになりつばな馬をつくらなければならぬということ、申すまでもないものでありまして、これが津輕南部方面においては非常に役立つておる。特に委員長長の三本木地方は非常に盛んで、私も幾たびかこれを見まして、競馬はこういうことをやるのがほんとうであらうと思つた。ただあの早く走つて、都會人の一部の投機的野心を満足せしむるだけの競馬などは、むしろやめてもよろしい。ああいうような勇壯なわが國の農業、ああいうような産業にただちにこれが奨励になるような、実際に働いておる――まことに地味かもしれないけれども、そういうような馬を大いに増殖することが必要ではないか。特にわが國は敗戦によつて、まづたく軍馬はないのであります。ただ單に走りさへすればいいというような馬は、日本では必要ないのであります。従つていかにして重いものをひつぱり、あるいはまた困苦乏乏に耐える山坂を突破するといふようなものを大いに増殖することが、畜産の振興であり、また馬産政策でなければならぬと思ひますが、この点について畜産局は、そういう馬を將來大いに増殖する意圖を持つておるとすれば、競馬の種目の中にこれを當然入れて、津輕方面でやつておる馬力大会などに、農林

省が奨励金でも出すことによつて、これを大いに奨励することが必要だろふと思うが、そういうお考えがあるかいなかを畜産局長と、そうしてそういう方針について政務次官にお答え願ひたい。

○畜米地政府委員 ただいまのお話、もつともでございます。先ほど競馬部長からもお話ししました通り、この問題は十分研究してみないと、それが一般的に競馬として成立するかどうか、こういう点もよほど研究しないといふわけではございません。十分研究いたすつもりでございます。

○野原委員 現在東北地方では馬力大会が非常に盛んでありまして、各地でやつておる。たいへんその地方の人たちの人情、風俗、慣習に適合いたしまして、これが春の行事として非常に盛んでありますが、こういうものはあの方の産業の發達に貢献しており、畜産にも貢献しておる。こういう美風を全國に行き渡らしめることに、農林省は特段の奨励をする必要があるかと考へるが、そういうことに對して伺ひましたが、何も答弁がないので重ねて伺ひます。

○山根政府委員 私もそうした企てに對してはまづたく好ましく思つておるのであります。まことにけつこうなことでと思つております。しかしながら全國各地にそれを及ぼし、さらに國營競馬にまでこれを取入れることにつきましては、結局競馬が、一つには畜産の奨励であり、一つにはそれによつて國庫收入をはかるといふ二つの大きな目的を持つておりますので、はたしてそういう馬力大会を、中山なり府中なりの競馬でやつて、それが一方の目的

たる、言いかえれば馬券の賣上げをはかるといふ見地から、はたして成り立つかどうかといふことは、ただいま政務次官からもお話がありましたように、いろいろ研究を要する問題だらうと思つておる。ただちにこれを國營競馬に取入れることにつきましては、なお研究を要する問題だと思ひます。しかしながら特に東北地方その他でそうした催しが行われることによつて、そうしたりつばな馬が増産され、それを見ることによつて、一般農家の馬に対する考え方がそういう方向に向つて行くといふ効果につきましては、これは十分認めなければならぬと思ふのであります。

○野原委員 どうも馬力大会のことに對しては、畜産局は少し勉強が足りないようでありまして、馬力大会といふものが畜産に非常に大きな問題だと思ひますから、今後これもよく研究していただく、今後これもよく研究していただく、できるだけ早くこれを國營競馬でやるくらいなことには、まづやつていただくように希望して、私の質問を打切ることになります。

○山村委員 改正法案によりますと、今までの年二回の開催可能な法規を年三回、あるいはまた事故のあつた場合は四回というように改められておるのでありますが、この回数一回なり二回をふやしましたところのねらいは、どこにあるかといふことを御説明願ひたいと思ひます。

○井上説明員 お答え申し上げます。國營競馬場として法律に現われておりますのは現在十一箇所でありまして、しかるに實際やつておりますのは六場でございます。自然競馬開催の回数、日数が少くなりますので、これに關與

する者が活動する分野が非常に狭くなつておるのであります。そういうしましては、戦時中に荒廢いたしておりますので、あるいはその他の事情によりまして、復旧がそうすみやかにできないものが大部分でございますので、一方におきましては、政府收入を増加いたしますとともに、競馬の運営を円滑ならしめるために、一回の増加をお願いするのであります。原則は一回を増加するのでございまして、從來天災地災その他によりまして隣りの競馬場が使えなせん場合には三回やつておつてもよろしいということでございます。なお三回八日でございます。この開催日数におきましては、現在の地方競馬の開催日数と同様に二十四日に相なつております。開催日数は地方競馬並みにいたすという改正であります。

○山村委員 そういたしますと、今の十一競馬場の運行されておらない点を補足する意味において、回数を一回ふやしたといふふうに解釈してよろしいでございますか。

○井上説明員 そういう意圖でございます。○山村委員 次に伺ひたいのであります。國營競馬が行われましてから、一箇年になるのでありますが、この間におきまして、國營競馬になつてから、非常に競走馬が少くなつてしまつたといふようなことがとりざされおるのではありませんか、その前と現在の比較は、はたしてどういふ状態になるのではありませんか。

○井上説明員 お手元に材料は差上げであると思ひますが、戦争前に比べま

して約半数になつておるわけでありま
す。戦争中もその前に比べて相
減つておりました、現在走つてお
すのは戦争の末期に生れたものでござ
いまして、当時馬の方におきまして
は、特に軍馬生産その他に力を入れま
したために、競走馬の生産は一時減退
いたしましたのでありますが、その後逐次
増加いたしております、毎年一割程
度を増加して行くことと考えておりま
す。ただ御承知のように、馬の生産は
相当年月を要しますので、急速にこれ
が増加は困難でございます。

○山村委員 それでは大蔵当局が参
れたようでありまして、この問題に
つきまして、大蔵当局関係の問題につ
きましていささかお尋ねしたいと思
うのであります。まず第一に、農林省の
御説明によりますならば、競馬とい
うものは畜産奨励という点と、なおまた
明朗なスポーツの建設という二つのね
らいからこれを行つておるのだとい
うような、先ほどの答弁があつたのであ
りますが、大蔵当局といたしまして
は、はたしてどういふねらいのもとに
この競馬を扱つておるかということに
ついての、見解を発表していただき
たいと思ひます。

○原政府委員 この競馬のつくられる
趣旨につきましても、御見解は、主管当局
である農林当局の御見解で御了解いた
だいてよろしいのではないかと思ひま
す。われ／＼といたしましては、課税
する場合についての問題といたしまし
て、他の諸種の類似のものとの均衡をと
るということにしたいと考えておるの
であります。

○山村委員 もちろん同じ政府であり
ますから、政府内部の意見の対立はあ

り得べきことではないのであります
が、先ほど来の各同僚諸君の御意見に
ありましたごとく、競馬が畜産奨励の
ねらいのもとに行われておるにかかわ
らず、競馬場から取上げられた金が、
ほとんど畜産奨励の道に使われてお
らないという点がたくさん出たのでござ
います、この点につきましても、積極
的に畜産奨励の方面へまわされるとこ
ろの御意図がなきやいなやを、お伺い
いたします。

○原政府委員 お話の御趣旨はよく言
われまます目的税的な議論と類似のお話
かと存じます。大体一定の種類の収入
を特定の種類の歳出にまわすというこ
とは、一應のアイデアとして考え得る
ことでありますし、また財政が割合
に豊富な場合におきましては、そうい
うケースが相当起るわけでありませう
けれども、御存じの通り、財政のバラ
ンスをとるということが、長い間非常
に苦しくなつて来ております。そのよう
な関係もありまして、このことで上
つた金はそのために使うというよう
なことが、なか／＼できにくいという点
は、まことに日本の貧弱な現状を反映
して遺憾な点でございますけれども、
そういう意味でただいまの財政の現状
から御了解いただきたいと思ひます。

○山村委員 まずその点は一應了承
するといひましても、実際問題におき
ましては、特に馬の持主に対する賞金
に対する課税、あるいはまた現に競馬
場の控除金が三割六分の高率で課せら
れておるといふことにつきましても、
これは畜産奨励と言ひましようか、あ
るいはまた競馬の奨励という点から言
つても、その目的が違つておるよう
な気がいたすのでありますが、三割六分

の控除課税並びに馬主の賞金に対する
ところの所得税のことについて、何と
か減免等のお考えがあるかないかとい
うことを、お尋ねいたします。

○原政府委員 三割六分の問題は、政
府に対する納付金の問題かと承知いた
しましたが、これは年来ずっとその程
度の率でやつておられますし、宝くじ
その他の関係とも比べ合せて、も
ちろんそういうものは少く落着いてい
うことが、ある面からは望ましいとい
う見方がございしますが、ひどく不相当
であるかどうかという点については、
財政の現状とにらみ合せてお考えを願
いたいと思ひます。なお馬主の所得に
つきましてのお話がございましたが、
これはやはりはつきり所得であるべき
性質のものでありますし、もちろんこ
れから経費の控除をするということ
はいたしておるわけでありまして、こ
れを全然課税の対象外に置くというこ
とは妥當でないと考えて、事業等所得
として課税をしておる次第であります。

○山村委員 ただいまの二つの御答
弁に關連した問題であります、馬主が
所得の対象として課税されるというこ
とは、特に根本的に三割六分の大幅な
控除を競馬そのものから吸収しておき
ながら、また馬主からも取るというこ
とは、非常に苛酷なやうな気がいたす
のであります、それでは馬券でもう
けた人に対しては、はたして当局は課
税をいたす意図がありやいなや、これ
をお尋ねいたします。

○原政府委員 從來からありました通
常の優勝馬票の所得につきましても課
税いたしております。これは従前は御
承知の通り所得税法が一時所得につ
いては課税いたさないということになつ

ておりましたのが、昨年の七月の改正
以後一時所得にも課税するというこ
うになりました、一切合切の所得が課税
になるという態勢になつて参つてお
ります。その一時所得の一つの種類とし
て優勝馬票による所得は税がかかる
いうことに相なつております。

○山村委員 実際問題といたしまし
て、勝馬の馬券を買つてもうけた方
にかけておつた実例がございまいし
ようか。

○原政府委員 御存じの通り、その種
類の所得に対する所得税は源泉徴収に
もなつておりません。従ひまして、一
般の申告によつて納税していただくこ
とになつておりますので、なか／＼把
握のむずかしいものであると思ひま
す。具体的にかけつけておるのはあるか
うかということにつきましても、ちよ
つと今申し上げるだけの材料を持つて
おりません。

○山村委員 先ほど井上委員から、特
に競馬場のみ屋の問題について御意
見を開陳せられたのでありますが、一
体当局としては、のみ屋の取扱ひ金額
と賣上げの金額とのおよその比率はど
れくらいであるかという推定がついて
おるか、これについてお尋ねいたしま
す。

○井上説明員 これは統計と申しま
す、やうなものはない性質のものでござ
いますので、私たちがいたしましては、
どのくらいということとはまことに申し
上げにくい事情でございます。現にそ
ういうことがわかりますれば、犯罪と
してこれをあげなければならぬのでご
ざいます、私どもが巷間漏れ聞いて
おるところによりますと、総賣上げに
対して二割ないし三割くらいであらう

といふふうには傳へられております。し
かしはたしてそうであるかどうかとい
うことについては、ここで申し上げか
ねます。

○井上(長)委員 私はまず大蔵当局に
対して聞きたいのであります。すなわ
ち当局は、日本の畜産の現状を御存じ
でございませうか。畜産の現情がどう
いう状態になつておつて、わが國の農
業にこれが一体どういふ影響力を持ち、
將來どういふうごまいにしなければなら
ぬかというところをお考えになつてお
りましようか。まずこれを伺ひたい。

○原政府委員 はいへんむずかしい答
弁を御要求になりました。われ／＼財
政金融の面であらう／＼な問題にぶつ
ります場合、もちろん全面的に問題を
廣い視野において取上げるといふ心
がけは、十分怠らないつもりでござ
いますけれども、御質問の御趣旨はそれ
が足りないというお氣持かと存じます。そ
ういふ御批判が出るということにつ
いては、われ／＼何分至らない、また片
寄つた見方をしがちであるということ
に対する御指摘として、具体的御指
摘があれば十分反省して参りたいと思
つております。

○井上(長)委員 私がその質問をあな
たにいたしましたのは、御存じの通
り、政府特に大蔵当局は、さきの山村
君の質問に對しまして、國の財政はき
めて困難な実情にあつて、競馬からあ
がつて参ります納付金をそのまゝ還元
する形は非常に困難である、それはま
た別な面であらう／＼施策は施策として
必要経費は最小限度見積らなければなら
ぬ、ごういふ意図の御答弁のように
伺ひましたので、この質問をしたので
あります、私どもこの委員会が、特に

新しい特殊勝馬投票券の法案を審議するにあたりまして、大蔵当局の意向をただそうといたしますのは、日本の現在の畜産の状況、これが農村の生産力に及ぼす影響というものをきわめて重大視いたしておるからであります。畜産の奨励というよりも、浮動購買力を吸収して、國庫の収入を増す一つの方法として、競馬が施行されるというところに、最近非常に傾いて來ておるから、われわれは、あくまで最初競馬をやりました意図に返つて、畜産奨励というものを大きな部分に取上げてもらわなければならぬ。その見地から、現在國に昨年度は二十二億という収入が入つておりますが、この二十二億の収入のうちで、畜産の面に一体何ぼ使つておるか調べてみると、ほとんど新規の畜産振興に関する経費というものは見られていないのであります。われわれが大いにやかましく言わなければならぬ問題が横たわつておるのであります。あなたはさういせん國營競馬からあがつて來る経費を対象にされ、またそういう特別な目的のために経費をさくということは、どうかと考えるという御答弁でございましたが、われわれがこの前の議會において競馬法の一部を改正して、特に地方の競馬都市にこの経営を許しましたのは、被災によつて地方財源が非常に枯渇いたしましたので、その復興の遅々として進まない現状をわれわれは見るに忍びず、この被災復興をせめて競馬の収入によつて一部分補えたらというつもりで、この競馬法の改正に賛成をしたのであります。いわゆる被災復興という一つの目的をもつて被災都市に特に競馬を許し

ておるのであります。これは一つの目的税であります。目的的な収入によつて経営をして許しておるのであります。これと同じように、從來の國營競馬、從來の競馬法による収入は、ともかくも浮動購買力を吸収するという見地から、あなたがやりになつてもよろしいが、少くとも新しく設定しようとする新規の勝馬投票券に関する法律については、その一部を畜産の方面にまわすという目的を明らかにしたかどうか。全部とは申しませんが、せめて三分の一なり四分の一なりを、その方面に振り当てるというようにやりた方と思うのであります。これもあなたの方ではそれで困るというお考えでありませんか。これを伺いたい。

○原政府委員 非常にさびしい財政の狀態ばかりお伝え申し上げて恐縮であります。御存じの通り、今回の予算は、七千億を越えるという結論に相なつて、われわれもこの税負担、その他財政につきましては非常に問題が多しと考へまして、極力税負担の軽減をはかり、合理化をはかりたいと思つたわけでありまして、予算總体として、實質的に均衡を保たなければならぬという線を非常に強く確立して、経済の安定を一日も早く回復しようということのために、御案内の通りの結論に相なつて参つておるのであります。これによりまして、たとえば例の揮発油税というようなものにはいたしまして、先ほど申しました目的税的な觀念から、これを道路修復費に充てるというやうな意見もございましたが、これも残念ながら、そう行かぬというやうなことになつて参つたやうな環境であります。従いまして、お話の特殊勝馬投

票券の分につきましては、苦しい財政は何ともいたし方がないというのが現状であることをひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○井上(良)委員 大蔵当局として、苦しい財政を切盛りされておる、その苦衷はわれわれ大いにわかつておる、しかし日本の現状の食糧事情なり、また農村の経済の事情から考へまして、いわゆる食糧増産なり、農村経済を安定さすという一つの政治をとつて行こうとするわれわれにとりましては、あなたの考へ方はちよつとかえてもらわなければいかぬと思ふ。問題は競馬が行われるというためには、畜産が確立せねばならぬのであります。現状のままでは競馬を推し進めて行くならば、實際のところ、もう走る馬はおらぬやうになつて來ます。またこのまま競馬だけに國があらゆる力を注いだ場合には、他の畜産は犠牲になります。はつきり犠牲になつて参ります。そういう点をわれわれは憂へるのであります。なおあなたの方が浮動購買力をその方面から吸収しようとしても、一方において食糧が不足して、不足する食糧は輸入して、これに對して補給金を出しておるといふ現状じやないですか。畜産を奨励して一割の食糧を増産をしてごらんならば、六百万石、二年間いたしたならば千二百万石です。もう輸入しなくてもよくなるのです。そのくらい腹をもつてやれば、やり得るのです。あなたの方は、現在火のつくやうな食糧事情のもとにおいて、外國から入つて來る食糧と國內食糧のバランスをとるために、食糧輸入に對する補給金を現実にこの財政から出しておるのじやないですか。そういう財政の仕組みに

なつておるじやないか。この仕組みを一体どうする。さらにあなたが今山村君の質問に答えておる点を聞いておると、競馬に勝つた賞金に對して、ほとんど課税をしていない。いわゆる勝ちどきと言ひますか、これは一つのボーナスなんです。賞金ですからボーナスなんです。われわれが、農民の超過供出に對して課税を免除してやつてくれ、汗水たらして一生懸命つくつた米だから、免除してくれと言つておるのであります。ところが、どのくらい頼んでも、大蔵當局はうんと言われないじやないか。かかるに競馬で大金をもうけておる者は、知らぬ顔をして、あなたの方ははおかぶりをしているじやないか。そんな弱い者いじめなことはやめてもらわなければいかぬと思ふ。競馬場に金をもうけに行く人は、どつちかと申せば相当且那なんだ。そう買入置いた競馬に行くと、いふ人は続かぬ。實際のところでは、その辺をあなたの方知らぬ顔をして、ほかおかぶりをして通しておいて、何万円もうけようと、平氣で放任している。ところがこの農民が一生懸命に汗水たらしてつくつて、一俵、二俵、三俵と超過供出をする努力に對して、ちよつとも報いようとしな。これを私は言ひたいのです。これがほんとうの日本の農村の現状である。少くとも農民生活の現状を考へるならば、今少し、都市及び工業方面に目を注ぐとともに、農村の立て直りに對して、また日本の食糧の確保に對して、打つ手をたくさん考へてもらわなければならぬ。その見地から、私どもはこの勝馬投票券による一部収益は、この畜産の目的に使つてもらいたい。現に私が今言ひましたように、被災都市には、

國は競馬経営を許しているのです。そしてそこから出る収益は、その町の復興に使つてよいことになつてゐる。これは明らかに目的経営です。さうでなければ全部國がやつたらいひのです。特に地方にさういふ特殊なことを許しておるのは、その意味を含んでおるのです。このままで競馬をやりますならば、わが國の畜産は非常な片ちゃんばな狀態になつて行くということを、ひとつお考え願つて、あなた一人の責任では、とてもわれわれに答弁をはつきりするわけには行きますまいが、これはお帰りになつて、大臣なり次官に相談をされて、明日までに、ひとつ返事をやつくり考へて來てもらいたいと思ひます。

○竹村委員 大体私の質問したい点は井上委員から言われたので、重複を避けまして、そのかわり大蔵大臣の責任において答弁してもらいたい。もしできなかつたならば、井上委員の今言われたように、相談の上で、あす大蔵大臣の責任をもつて答弁してもらいたい。

先ほど聞いておられますと、競馬をやらす場合において、農林當局の目的であるところの畜産の奨励という目的も、それを承してこの競馬をやつておられる。こういうやうに、一方において承認しておられるのです。しかるに、そのことに對して、たとえば先ほど井上君が言われましたやうに、二十二年度の國庫の収益に對して、目的税でやられたものについて、何らそれに対する費用を使つていないというやうなこと自体が、實際この目的を承認されながら、事實上においては、金の面においてははその目的を承認されてい

ないです。従いまして、お話の特殊勝馬投

票券の分につきましては、苦しい財政は何ともいたし方がないというのが現状であることをひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○井上(良)委員 大蔵當局として、苦しい財政を切盛りされておる、その苦衷はわれわれ大いにわかつておる、しかし日本の現状の食糧事情なり、また農村の経済の事情から考へまして、いわゆる食糧増産なり、農村経済を安定さすという一つの政治をとつて行こうとするわれわれにとりましては、あなたの考へ方はちよつとかえてもらわなければいかぬと思ふ。問題は競馬が行われるというためには、畜産が確立せねばならぬのであります。現状のままでは競馬を推し進めて行くならば、實際のところ、もう走る馬はおらぬやうになつて來ます。またこのまま競馬だけに國があらゆる力を注いだ場合には、他の畜産は犠牲になります。はつきり犠牲になつて参ります。そういう点をわれわれは憂へるのであります。なおあなたの方が浮動購買力をその方面から吸収しようとしても、一方において食糧が不足して、不足する食糧は輸入して、これに對して補給金を出しておるといふ現状じやないですか。畜産を奨励して一割の食糧を増産をしてごらんならば、六百万石、二年間いたしたならば千二百万石です。もう輸入しなくてもよくなるのです。そのくらい腹をもつてやれば、やり得るのです。あなたの方は、現在火のつくやうな食糧事情のもとにおいて、外國から入つて來る食糧と國內食糧のバランスをとるために、食糧輸入に對する補給金を現実にこの財政から出しておるのじやないですか。そういう財政の仕組みに

ない。つまり、單に畜産奨励という目的を除外して、國家財政の立て直しのためにやつておられるということは、結局においては國內におけるところの賭博主義を助長するものです。少くとも目的のためにやるということにおいて、この競馬というものは最初は成立した。御承知のように、軍馬の奨励という意味において一番最初は成立した。それが今度敗戦後においては、やはり畜産奨励という目的であるがゆえに、この競馬というものがやられておつても是認される立場に立つておるのではありませんけれども、それがなされていなかつたならば、結論といたしましては、遺憾ながら、これは單なる賭博にすぎないことになる。これに對して、根本的に大藏省の考えを立て直して、そしてここから上つた、いわゆる國庫に收まつた金の中から、畜産奨励のために、今井上氏が言われたように、どれだけ、あるいは何割出すという意思があるかどうか。この点をはつきりしてもらいたい。

それからもう一つは、残つておる事項でありますけれども、これもお座なりに、おそらく答弁されると思ひますが、第九條で、特殊勝馬投票券の拂いもどし金については所得税は課さない、と、條文にはつきりしてある。この問題は井上委員が申されましたように、農民が超過供出したとしても、この超過供出したした代金に對しては、何回も質問しておりますけれども、これは所得のある者には徴税するのだ、それは國民の食糧を補うものであつても、これは所得があるのだから徴税するのだ。従つて徴税されるがゆえに、また超過供出も鈍つておるところ

の現状がある。超過供出したがゆえに、三倍に買い上げてもらつたものが全部税金としてかかつておるような事態も起つておる。それでも減税するところができない大藏當局が、この九條の條文を承認された原因、その意圖について、ひとつ伺ひたい。

○原政府委員 第一の点につきまして、先ほど來、たび／＼申しました趣旨で、ひとつ御了承いただきたいというところを、重ねてお願い申し上げます。第二の、課税に関する考え方でありまして、先ほど申し上げました通り、一時所得に對する課税は、一昨年十二月に改正になりました、入りましましたのであります。税制の建前といたしまして、こういうものを対象にするかどうかというところにつきましては、世界各國でも必ずしも統一がとれていないで、二通りのやり方があります。課税しないというやり方もあります。そういう意味で、この一時所得というものの、所得の本来の性質から言つて、課税すべきか、すべからざるものかというところによつて、理論的にこれが問題の焦点になるものであるということが二つと、それから、一時所得に課税をいたしまして以來におきまして、御存じの宝くじの賞金に對しましては、賞金を渡す前に相当部分を政府が差引いてとるというところを考へまして、これは課税しないということに取扱つております。従ひまして、それでは一般の優勝馬票の場合とどうして差をつけるのかという問題になると思ひます。この問題は、優勝馬票の場合は、しいて申し上げますれば、優勝馬票の場合の割合と、それからこの特殊勝馬

馬投票券の割合と、相当へだたがある。その間に線を引いたということに相なるわけでありまして。課税、非課税の境界のむずかしいところに参りますと、非常に疑問の多い問題が起るわけでありまして、本件もそういう意味での性格を多分に持つておると思ひます。宝くじと大體性質を同じにするもの、だといふ考えで、それと同様な扱いを與えるということに考へました次第であります。

○竹村委員 宝くじと同一に扱うものだから課税しないということになりましたならば、宝くじそのものは一つの目的によつて許されておるのではないかと。たとえば美術の保存のための宝くじ、あるいは何々の宝くじというように、いわゆる一つの目的に對する宝くじが許されておると私は考へます。従つてこの勝馬投票券に對する賞金に、その意味において課税しないという意味であるならば、いわゆる目的に對する一つの方法というものがここに掲げられなければならない。たとへば、先ほど井上委員も言われましたように、勝馬投票券のある部分に對して、これを課税しないのであるから、そのうちの何割、いわゆる勝馬投票によつて得たところの利益の何割なら何割というものを畜産奨励にまわすというのでこそ、初めてこれは宝くじと同様の扱いであると言へると思ひますが、これに對して、ひとつお答え願ひたいと思ひます。

○原政府委員 先ほど申しました特殊勝馬投票券の拂いもどし率と、それから一般のものとの違いというものは、大體一般の場合は六割以上の拂いもどしをいたす。ところが特殊の場合は五割以下、實際は四割近くだそうでありまして、そういうことに相なつております。お話の趣旨は、拂いもどしをいたしました残りの分、つまり國に留保する分を、一應御主張の畜産關係の經費にまわせといふお話であるかと思ひますが、これは先ほど來申し上げましたように、歳入として入りましたものを、歳入の源に近いところに流すかどうかといふ、目的税の考え方になると思ひます。それを差引きました割合と、し分の課税、非課税の問題とは、若干別なものではないかといふように考へるのであります。従ひまして、課税の問題といたしましては、宝くじとの權衡等を考へまして、この特殊勝馬投票券の分は、所得税としては課税しないといふふうな考へた次第であります。

○竹村委員 それでは、たとえば畜産奨励の意圖という点については、より具體的な問題で、大藏省では牛とか、豚とか、あるいは馬とかの飼育者に對しても、大體地方税等を増すような傾向が強い。二、三日前の新聞を見ますと、いわゆる家畜である鶏に對しましてすら、税金をかけようかというやうな記事も見えておりますが、そういう面に對して、大藏省はどういうふうな考へておられるか。いいと考へておられるか、悪いと考へておられるか。

○原政府委員 お話の節は、十分わかりませんが、多分きのうか、きよの新聞に出ました、あの一萬五千円の住民税というところに書いてあつたお話かと思ひます。たしかあれは、地方税として非常に難多なものできておる、さらに今回は住民税も上る、難種税が非常にふえるという記事であつたかと思ひます。これをよいと思ひ、悪いと思ひかといふお尋ねでございますが、われ／＼といたしましても、税制は極力簡明なものによい、あまりごた／＼した税はない方がよいと考へておることはもちろんであります。御存じの通り、今回は地方配付税も相當從來より率が落ちておりますし、地方財政も相當つらいといふこと、各地方團體において、それ／＼趣向を凝らさざるを得ない状態になつておることは、はなはだ遺憾に思ひ次第でございます。

○竹村委員 それでは、そういう点まで地方税を課することを、大藏省は大體遺憾ながら是認せざるを得ないというやうな御答弁でありますけれども、そういういたしますと、たとえば競馬から上つた金は、大藏省が使う。そして片一方で、せつ／＼牛や馬を農業生産のために飼つておるものにも地方税をうんとかける。そういういたしますならば、結論としては、畜産奨励といふことは大藏省の頭には全然ないといふことになり。結局食糧の増産とか、食糧の國內自給体制といふものは、もう大藏省の頭にはなく、とにかくできないかつたら外國から輸入して、高い金で買つてもかまわない、という考へになつて來ると思ひます。結局としてはやはり、最初の目的であるところの、競馬をやるというところは、畜産奨励の目的にかなつていない、ということをは認しなから、事實においては、大藏省ではそんなことはやられない。農村はいくら困つてもかまわない。なんぼでも税金だけはとるけれども、おまえらは税金を

拂つた上で、農業増産などはかつてにやれというようなお考えのように開いて、私どもはなほ遺憾にたえないのでありますけれども、こういふ点について、競馬から上る勝馬の金、その他いろいろの点についても、いたし方ないのだというよりも、少くともそういう面に対して、目的になつたものにはいくらでも出すというようなことに努力されたかどうか、またされる意思があるのかないのかという点だけ何つておきたいと思ひます。

○原政府委員 先ほどお答え申し上げましたのは、若干氣分的なお返事になりましたが、具体的に、たとえば牛なり、馬なり、鶏なりに対する税までは認めるかという点で申し上げ足らなかつたのであります。われわれといたしまして、地方税の問題として、生産の具に供せられる生産手段自体にかけるといふことは、御存じの事業税との関係もありますので、そういう色彩のはつきりしておるものは、あまり安当でないという意見を持つておることを、まず申し上げておきたいと思ひます。この競馬収入を歳出面において畜産奨励のために使うようにという御趣旨につきましては、正面から、それはいかんことだとか何とかいふように申し上げるべき筋合いのものでなしに、また先ほど申し上げましたように、財政が余裕がありますれば、そういうようなアイデアも生れて参るわけのものだと思ふわけでありまして、その点はひとつ日本の國が次第に安定し、復興いたしまして、そういう時期が来るのを、皆様と一緒に望むという、はなはだまわくどい回答かもしれないと思ひますが、そういう氣持を申し上げたいと思ひます。

います。

○井上(良)委員 ちよつと私、さつきの答弁のうちで疑問を抱く点がありまして、この際明らかにしておきたいのですが、今竹村君も質問しました通り、競馬の拂いもし金については、一時所得とかなんとかであるから、これには課税することを承めておる、こゝに御答弁のように承つたのです。が、競馬の賞金の拂いもしを一時所得と見る……競馬に行く人々はほとんど常連が行つてゐる。あまりしろろとは行かない。大体どの馬が勝つかということは知つてゐる。当るか當らぬかは、これは八卦だからわからない。だからかりにあるシーズンで何頭當てた、その次にまた當てた、さらにまた今度當てたといふことになつた場合に、一体どう考えるか。それでもやはり一時所得と見るか。それから今一つは、競馬のようなのを一時所得とかりに考えるといふことにします。ならば、農村の超過供出を一時所得と考えると、農家のどういふわけですか。これも天候自然によつて今年はとれても、来年はとれぬかもしれない。事実今年も超過供出に應ぜられるが、来年は應ぜられないといふ事態が生じた場合は、これはやはり一時所得になつてしまふ。連続して所得があるとは考えられない。さらに不動産を賣つた場合、不動産を賣ることは一時所得なんです。これにもやはり課税をしてゐる。それだからあなたの言う一時所得といふ物の考え方といふものは、單に競馬等の賞金に対するものを対象にしてゐるのじやないか。特に今度新しく考へております勝馬投票券の元締は、銀行がやるのです。だれが買つたといふことはすぐわかる。従つて源泉課税

がはつきりできる。これほど確實な財源を逃してしまつて、弱い者いじめで農民をしぼるという考え方は、これはやめてもらわなければならぬ。この点に對するあなたの考え方を一ぺん伺ひたい。

○原政府委員 私の申し上げ方がはつきり整理されておらなかつたかもしれませんが、從來の優勝馬等に対する拂いもし金は通常一時所得として課税いたしております。今回の法案で御提案になつております特殊勝馬投票券の拂いもし金については、先ほど申し上げましたように、相当部分を控除して政府が持つてしまふといふことを前提として、これは性質上一時所得でありまして、かけないといふことになつてゐる。その間、線の引き場所において相当問題のある問題であるといふことは、先ほど申し上げた通りであります。なおこれに関連して、超過供出による所得のお話がございまして、たいへん皆さまのお氣持もわかる。ところでありまして、議論めいたことを申し上げたくありませんが、われわれといたしましては、超過供出による所得は基本の所得と同種の所得であつて、所得の量があるときは多く、あるときは少いといふことであつて、この勝馬投票券による所得は、そういうものと別な一時の所得であるといふふうな考へてゐる次第でございます。

額、それから回数、年何回やつて、それによつておよそ何様の馬券を賣つて、何様一体政府はこれによつて金をもうけようとしてゐるか、この点を明らかにしてもらひたい。

○井上説明員 私どもの考へておりますことは、現在の國營競馬において最も大きな競馬と認められておりますのは、関東及び京都の競馬を通じて七レースあるわけでありまして、この中で大体四レースぐらいを対象としたしまして、勝馬投票券を發賣いたしたいと存じております。この發賣金額は一回五百万円でありまして、政府は四割をただちに取得するといふことになつてゐるわけでありまして、そういたしますと、一回について四千万で、四回で一億六千万円、とりあえずその程度のことを考へております。

○深澤委員 競馬の問題について盛んに議論されたのでありますが、結論といたしましては、出發は畜産奨励ではあるが、結局競馬部長の御説明等によりまして、まあ一般の投機的氣分をとおつて、國家収入をふやそうといふやうなところに結論づけられて來たと思ふのであります。こういうふうな風潮が戦後非常に強くなつて参りまして、富くじその他の問題についてこういう傾向があるのであります。全日本をあげて賭博氣分が非常に横溢して來てゐることは、否定できない事實であると考えます。まさに上海において行われた競馬が、このたびの方法によつて日本にも移されたと言へると思ふのであります。この賭博氣分は、およそ世紀末的な氣分が醸成されまして、國家の風教道徳の点から申しまして、まことにこれは憂うべき状態であると思ふのであります。従つて現在競馬によつて働くことを好まない人々が多数出て参りまして、多くの家庭悲劇等が出てゐるということも、これもいふまでもない事實であると考えます。古來この賭博氣分が醸成された國が多く滅びてゐる例もありません。あの古い中國が、まさに覆滅せんとしていることも、またこうしたことに原因が一部はありとわれわれは考へるのであります。日本の再建途上において、まじめに日本の再建を考へる場合において、こういう氣分をわれわれは醸成することは、必ずしも國家再建のゆえんでないといふに考へるのであります。もしもこのうした氣分によつて日本の再建が不可能になり、亡國的な傾向への道を日本がたどるとするならば、一体その責任はどういうふうに感じられるか、そういう点について農林當局は一体どういふふうな考へておられるか。ただ目前の利益を上げる、國家収入を増すといふようなことのみにとらわれて、この重大なる國家の一般國民の考へ方、道徳が頹落して、遂に亡國的な方向をたどるといふことに対しては、農林當局は大いに考へ、大いに責任を感じなければならぬと思ふのであります。この点についてどう考へておられるか、政務次官のお考えを伺ひたいと思ひます。

○苦米地政府委員 ただいまの御質問まことに傾聴するところが多いのであります。私個人としては共鳴するところもあるものであります。しかし現在の窮迫している状態においては、平常のときにおいて考へられないようなことも、急場には、やむを得ず行

うということもあるのであります。戦時中にこういつた傾向に向つたときに、私は強烈に反対をいたしましたものであります。しかし現実がやむを得ないことを認めて、その弊害をいくらかでも少なくするという方に努力をして行かなければならない。毒薬は飲むべきものではないけれども、場合によつては毒薬を飲むことが必要になる場合もある、こういうような考えを持つておるのでございます。従いまして現在におきまして、この競馬場には、思想のまともでない学徒とか、若い者とかいうものを入れないようにいたして、おるのではありません。かくのごとき方法、まして、弊害をできるだけ少くするようにいたそうとしておる次第であります。理論と実際というものの間にはたしかに距離があります。ここで純理を追求しておつては政治になりませんので、実際に即するように今くふうをいたしておるのでございます。

○深澤委員 理想と現実が違ふことは百も承知でございます。しかし現実をいかにして理想にまで高めて行くかというところが問題であります。しかるに現在の状況におきましては、現実にとられて理想を忘れておるといふような傾向があることを、私は指摘するのであります。しからば今起つて来る弊害をどういう方法において、どういふ対策において、この弊害を取除くかというところについては、ただ政務次官は生徒等を現場に入れないと言つておる。今度の勝馬制度はどこでもだれもが買えるという制度になつておる。そういう意味において現場へ生徒を入れないというようなことは対策にならない。従つて現場に対してとらわれず、理想的な面については何らお考えを持つておられないという結論に思ふのであります。その点はいかがでありますか。

○吉米地政府委員 この点は馬券の問題だけでなく、宝くじの問題についても同様の議論が成立するのであります。その他のものについても、この現在の窮状が生み出したところのものはいろいろあるのであります。決してわれわれは理想を忘れておるのではなく、理想を持つておるがゆゑに憤みつつ、早い時期においてこれを修正するように実際にいたしておるのであります。これは決してわれわれがこういうことを好んでやつてゐるのではなく、政府がかつても、前の政府もまた將來の政府も、この現状がある間は、こういうようなことは行われるのだと思ひます。それはタバコを賣るためにくじをつけるというやうなことも、われわれ昨年反対したおほえを持つておるのであります。そういう点でわれわれが反対したと同じやうな立場で御反対になるのは当然だと、これは承認いたします。正直に承認いたします。けれども同時にその当時の政府がそれを強行したというところには、やむを得ない事情があつたと思ふのであります。同じやうに現在においてもやむを得ない事情があるのだ、こういうことを御承願いたしたのであります。

○深澤委員 やむを得ないということに非常に大きな重点を置かれるといたしますと、結局問題は解決しないのであります。いかにしてやむを得ないか、やむを得ない原因を追究しなければならぬのであります。いくら議論を繰返しても盡きませんが、ただ一点大蔵当局にお聞きしたいことは、結局今度のこの競馬によつて得た収入に税金をかけないという考え方が、ややもすれば税制の方針が、勤労をして得た所得に対しては重税をかけるが、勤労を奨励しないという結果になる。勤労をうんとするやうな結果になるのであります。社会の問題は勤労が根本であると思ふ。ところが勤労が勤くほど税金をとられる。勤くらずして所得したものに對しては税金をかけないという、この不合理な方針に対しては、われわれはどうしても納得できないのであります。その点についてどういふくあいに御考へになつておりますか。

○原政府委員 勤めて得た所得に對してよりも、こういう種類の所得に對してよけい負担がかかるということにすべきであるという御意見は、たしかにその通りだと思ひますが、われわれの法案の十條に所得税をかけないといふことをうたい込むことにいたしましたのは、先ほど申し上げました通り、今日相当部分が返らない、返るのは四割何分であるという程度になつておりますことは、つまり税の形ではありますせんが、負担を相当いたしておるといふこととございします。その四割何分の中からまたと申すことにいたしますと、くじの何と申しますか、経済的な條件がかつて参ります。従いまして、たとえば宝くじとの権衡が破れるといふやうなことも相なつて参ります。その辺のことも考えまして、四割しか返さない、あとは発行の費用と、残りの大部分を政府がとるといふことを考えまして、實質上相当な負担をいたしておるといふふうに考えたからであります。

○小笠原委員長 これにて要求の質疑は全部終りました。あとは御相談いたしましう。それでは速記をそのまゝにしておいて理事会を開きます。しばらく速記をやめて……。

○小笠原委員長 それでは速記を始めてください。

それでは私が代表して農林当局並びに大蔵当局にお尋ねしたいのであります。まず、一体國營競馬で、今までやつた一年か半年かの間を見ると、馬も半減して参りましたし、今各委員から質問された畜産とのつながりはないし、ことに競馬をやる馬に對し、何ら予算的措置がなくて経過をたどつておる。特に個人的な馬主といふものを背景として、國營競馬といふのは名のみで、会場を持つた役人がやつて來たために、今日は馬主は経済的に非常に圧迫を受けて、税金その他によつてほとんど立ち行かない状態に相なつたのであります。これは農林當局特に競馬部長と、それから課税する方の大蔵省の担当の方の間の折衝よろしきを得ないから、ただとる一方にかつておるのではありませんが、実際に競馬収入を上げようとするならば、この三割六分という課税を二割にした方が、かえつて多くのファンが集つて、競馬の馬券も賣れ、娯樂機關としてもほんとうに健全に発達し、また収入も今より相當

○井上説明員 ただいま委員長から、競馬の現実並びに將來に對して、競走馬の問題その他競走馬の維持、馬主の將來の見通しといつたやうなことに對して、重大な御質問がございましたのでお答え申し上げます。大體競馬の經營費は日本競馬会の公認競馬をやつておりました当時から、總額上げに對して六・五%、入場料と付屬施設、これだけの金額でまかなつておつたのであります。ときにもありますが、大體經營は非常にゆたかになつておつたのであります。ところがごく最近になりますと、諸般の物價が百五十倍、二百倍となりまして、對しまして、實際の賣上げは十一、二倍でありますので、自然収入減になりました。とつていそれがかねえなという実情に立ち至つたのであります。日本競馬会から政府が引受けます場合には、相當な赤字をもつて引継いだのであります。もつとも總財産から申しますと決して赤字では、ある程度の赤字はあつたのであります。そういうことであります。大蔵當局とは私も非常に相談を重ねまして、日本競馬会の當時に比べます

○井上説明員 ただいま委員長から、競馬の現実並びに將來に對して、競走馬の問題その他競走馬の維持、馬主の將來の見通しといつたやうなことに對して、重大な御質問がございましたのでお答え申し上げます。大體競馬の經營費は日本競馬会の公認競馬をやつておりました当時から、總額上げに對して六・五%、入場料と付屬施設、これだけの金額でまかなつておつたのであります。ときにもありますが、大體經營は非常にゆたかになつておつたのであります。ところがごく最近になりますと、諸般の物價が百五十倍、二百倍となりまして、對しまして、實際の賣上げは十一、二倍でありますので、自然収入減になりました。とつていそれがかねえなという実情に立ち至つたのであります。日本競馬会から政府が引受けます場合には、相當な赤字をもつて引継いだのであります。もつとも總財産から申しますと決して赤字では、ある程度の赤字はあつたのであります。そういうことであります。大蔵當局とは私も非常に相談を重ねまして、日本競馬会の當時に比べます

○井上説明員 ただいま委員長から、競馬の現実並びに將來に對して、競走馬の問題その他競走馬の維持、馬主の將來の見通しといつたやうなことに對して、重大な御質問がございましたのでお答え申し上げます。大體競馬の經營費は日本競馬会の公認競馬をやつておりました当時から、總額上げに對して六・五%、入場料と付屬施設、これだけの金額でまかなつておつたのであります。ときにもありますが、大體經營は非常にゆたかになつておつたのであります。ところがごく最近になりますと、諸般の物價が百五十倍、二百倍となりまして、對しまして、實際の賣上げは十一、二倍でありますので、自然収入減になりました。とつていそれがかねえなという実情に立ち至つたのであります。日本競馬会から政府が引受けます場合には、相當な赤字をもつて引継いだのであります。もつとも總財産から申しますと決して赤字では、ある程度の赤字はあつたのであります。そういうことであります。大蔵當局とは私も非常に相談を重ねまして、日本競馬会の當時に比べます

○井上説明員 ただいま委員長から、競馬の現実並びに將來に對して、競走馬の問題その他競走馬の維持、馬主の將來の見通しといつたやうなことに對して、重大な御質問がございましたのでお答え申し上げます。大體競馬の經營費は日本競馬会の公認競馬をやつておりました当時から、總額上げに對して六・五%、入場料と付屬施設、これだけの金額でまかなつておつたのであります。ときにもありますが、大體經營は非常にゆたかになつておつたのであります。ところがごく最近になりますと、諸般の物價が百五十倍、二百倍となりまして、對しまして、實際の賣上げは十一、二倍でありますので、自然収入減になりました。とつていそれがかねえなという実情に立ち至つたのであります。日本競馬会から政府が引受けます場合には、相當な赤字をもつて引継いだのであります。もつとも總財産から申しますと決して赤字では、ある程度の赤字はあつたのであります。そういうことであります。大蔵當局とは私も非常に相談を重ねまして、日本競馬会の當時に比べます

れば、ただいまでは総賃上げの大体一割を目標として予算を計上しておりますが、ただいま申し上げましたように、総賃上げが戦前の十一、二倍に對して、實際の経費の面は百五十倍、二百倍ということになりますので、経営上非常に困難を生じておるのであります。この点につきましては、ただいま委員長の御質問もございましたが、將來われ／＼といたしまして、大蔵当局と懇談を重ねまして、当面の問題としてはおりますが、なおインフレの高進に伴いまして、相當に困難な事態も生ずるかと存じますので、その点につきましては、各委員の皆様におかれましては御援助をたまわりまして、善処いたしたいと考えております。

○原政府委員 十分農林省と研究いたしたいと思ひます。ただいまお話のありましたパーセンテージの問題は、物價の値上りとも見合ななければならぬと思ひますが、同時に経費自体、つまり賃上げが少くなる場合の事業量の減という点とも對照いたさなければならぬ点でございますので、十分研究いたしたいと思ひます。

○小笠原委員長 なおもう一つ伺ひますが、これは大蔵省の方もよく御研究をいたしたいのだが、一体競馬というものに税金の收入の對象にせられることになれば、これは農林省で管轄するものでございまいしやうか。農林省は何ら畜産にたがりのない國庫收入の活動をする一つの機關となるので、競馬はたして農林省の担当するものであるかということに、非常に疑問がわいて來るでございまして、従つて大蔵省と農林省とがうまく相談が續れて行かなく

ればならぬ。何ら畜産の發達の裏づけもなく、あるいは競馬というものは馬を使つて速度重点主義の競走によつて國民の娛樂にも、國庫の收入を獲得するのだというところがはつきりして來たならば、その一番の基礎をなすところの競馬の馬の發達に對して、何ら見るべきことがないということとは、大蔵當局としてはあまりにこれはひど過ぎると思ふのであります。思い切つて大蔵大臣にあなたの方から申し入れて、大蔵省でこれをやつてごらんになつたらいかがかと私は思ふのであります。決して農林省が担当してやるべき筋合いのものではないといふふうに私は考へておるのであります。しかも馬主であるとか、あるいは騎手であるとか、困難を來しておるのは馬の生産ばかりではない。何らつながりなく、ただ月給そのまゝのまかないでやつていくといふことに大きな欠陥がある。日本競馬會の場合には、いかに赤字があるといへども、それは財産上の赤字ではない。一時のつとめた收入そのものから來た赤字であるのであります。その際、やはり馬といふものも相當鍛え上げられて發達して來て、競馬に對するファンに對しても、十分な満足を与えたのであります。現にこの間の中山競馬のごときは、障礙競走はわずかに二頭でありました。一体ホークスを一から六まで賣出す法律をこしらえて、馬が二頭出るというやうなことで、國營競馬などと言ふことは、國際的にも恥じる状態である。一歩々々退歩してのたれ死するといふ状態にあるといふことに對して、ただ收入重点主義で、漫然とこの計画を立てていくといふことは、國の恥辱である。政府とし

ては競馬がいけない、賭博であるからやめろといふのならばともかく、國營でやるうとするには、そこに對して非常に大きな御研究をなさなければならぬと私は考へておるのであります。どうかお二人の方が、ことに政務次官も見えておるのでありますから、兩大臣に笑ひ話でなく傳えていただいて、よくと研究していただいて、賭博であるからおやめになつた方がよろしい、切つておやめになつた方がよろしいが、國營競馬でやるというのならば、國營という名目に対しても、相當に根本から改革して行かなければならぬと思ふのであります。ことに今の井上君の話、あるいは山村君の話された、あののみの屋といふものは、五百万とか七百万とか七百万の金を持ち込んで、あの中の一階の優待席にまで乗り込んで、一万円の馬券を八千円に減額して賣つておる。これは税金がないから行けるのであります。これが横行して何ら取締られていないで、ほとんど國營競馬の馬券の賣上げに及ぶだけの多額の金額を左右しておるというところを見れば、これはならぬ。これを取締ることとはなかなか困難で、容易でない。國營を担当する方々も、實際そこに第一線で担当し得る方々もよく承知している。承知してもどうにもできないという事情もあるものでありますから、ただとる重点主義でなく、あなた方も、こうしたらほんとうに國營として馬もそろそろし、娛樂機關にもなる、従つて收入も多しといふことをお考へになつて、畜産方面とも連絡をとらないと、これは長続きがせぬといふことを、皆さんの意見を総合して、ここに警告をいたしておきたいと思ふのであります。どう

か十分御研究をお願いしたいと思います。これで質疑を終了いたしました。

この際お諮りしたいことがございまして、それはただいま本委員會で審査中の農業資産相続特例法案について、法務委員會より連合審査會を開きたいと申出がありました。つきましては、本案の審査のため、法務委員會との連合審査會を明十四日午後一時より開きたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 御異議なしと認めます。それでは法務委員會と連合審査會を開くことに決しました。

それでは、本日はこの程度にとどめまして、明日は午前十一時より開會することいたします。本日はこれをもつて散會いたします。

午後六時二十二分散會

〔參照〕

獸医師法案(内閣提出第四号)に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年六月二十日印刷

昭和二十四年六月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局